

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年7月28日
【事業年度】	第34期（自 2021年5月1日 至 2022年4月30日）
【会社名】	日本テレホン株式会社
【英訳名】	NIPPON TELEPHONE INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長COO 有馬 知英
【本店の所在の場所】	大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー9階
【電話番号】	06(6881)6611
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 コーポレート本部長 寺口 洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿三丁目2番4号 JRE西新宿テラス2階
【電話番号】	03(3346)7811
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 コーポレート本部長 寺口 洋一
【縦覧に供する場所】	日本テレホン株式会社 東京本社 （東京都新宿区西新宿三丁目2番4号 JRE西新宿テラス2階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）上記の東京本社は金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	2018年4月	2019年4月	2020年4月	2021年4月	2022年4月
売上高 (千円)	5,236,992	5,340,732	4,339,734	5,694,377	5,457,439
経常利益又は経常損失() (千円)	68,807	49,092	52,048	73,787	121,632
当期純利益又は当期純損失() (千円)	103,554	40,612	57,584	65,158	228,490
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	634,728	634,728	634,728	634,728	1,054,323
発行済株式総数 (株)	3,409,000	3,409,000	3,409,000	3,409,000	5,741,500
純資産額 (千円)	617,951	577,338	634,923	700,081	1,310,771
総資産額 (千円)	1,199,108	1,104,765	975,969	1,232,515	1,888,142
1株当たり純資産額 (円)	181.27	169.36	186.25	205.36	228.30
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額() (円)	30.38	11.91	16.89	19.11	57.10
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	51.5	52.3	65.1	56.8	69.4
自己資本利益率 (%)	15.50	6.80	9.50	9.76	22.73
株価収益率 (倍)	-	-	19.30	19.88	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,504	123,831	71,962	76,601	207,143
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	26,932	89,232	132,737	12,619	161
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	63,649	223	8,163	102,624	766,188
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	80,848	290,454	502,807	541,517	1,104,956
従業員数 (人)	53	55	52	63	69
(外、平均臨時雇用者数)	(95)	(73)	(29)	(20)	(18)
株主総利回り (%)	95.2	106.5	78.4	91.3	70.4
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(118.5)	(110.4)	(102.6)	(135.8)	(139.1)
最高株価 (円)	472	1,325	601	747	570
最低株価 (円)	351	355	232	297	279

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
2. 第34期の経常利益および当期純利益の大幅な減少は、支払手数料等の多額の特別損失の計上等によるものであります。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第30期、第31期および第34期は1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また第32期および第33期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第30期、第31期および第34期は、当期純損失のため、株価収益率は記載しておりません。
5. 配当を実施していないため、配当性向は記載しておりません。
6. 従業員数の()は年間の平均臨時雇用者数を外数で記載しております。
7. 東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、第34期に係る経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	事項
1988年6月	・電話回線の利用権および通信機器のレンタルを目的として、大阪市北区芝田に「日本テレホン株式会社」を設立
1990年6月	・首都圏への本格進出に伴い東京都渋谷区代々木に東京支店を開設
1993年9月	・本社を大阪市北区梅田に移転
1994年4月	・携帯電話販売事業を開始
1998年12月	・古物商許可を取得
2003年5月	・本社を大阪市北区豊崎に移転 ・東京支社を東京本社に変更し、首都圏、関西圏において2本社制とする
2005年2月	・東京本社を東京都新宿区西新宿に移転
2005年4月	・ジャスダック証券取引所に株式を上場
2005年12月	・プライバシーマークを取得
2008年8月	・大阪本社を大阪市北区天満橋に移転
2008年11月	・中古携帯電話機「エコたん」の販売と買取を開始
2010年4月	・ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQに株式を上場
2010年7月	・中古携帯電話機「エコたん」の取扱いに関するフランチャイズ加盟店の募集を開始
2013年7月	・東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場
2017年3月	・リユースモバイルの業界団体であるリユースモバイル・ジャパン(現 一般社団法人リユースモバイル・ジャパン)の設立に参画
2018年12月	・法人向けスマホレンタルサービスの提供を開始
2019年5月	・ソフトバンクショップ、ワイモバイルショップの譲渡に伴い、ドコモショップ2店舗、auショップ2店舗の直営店4店舗体制となる
2019年12月	・兼松コミュニケーションズ株式会社との間において、リユースモバイル事業に関する業務提携契約を締結
2020年6月	・リユースモバイル事業拡大に伴い、モバイルリファビッシュセンターを大阪市北区長柄西に移転拡張
2020年11月	・リユースモバイル事業者認証を取得
2021年12月	・モバイルリファビッシュセンターにて情報セキュリティマネジメントシステム「ISO/IEC 27001」認証を取得
2022年1月	・株式会社ショーケースとの間において、資本業務提携契約を締結
2022年2月	・株式会社ショーケースが親会社となる。
2022年4月	・東京証券取引所の市場再編に伴い、スタンダード市場に移行

- (注) 1. 「エコたん」とは、2次利用で環境にやさしい「エコロジー端末(たんまつ)」、安価で経済的な「エコノミー端末(たんまつ)」の意味合いを持った造語であり、当社独自の商標であります。
2. 2022年4月30日現在の直営店は、「ドコモショップ2店舗、auショップ2店舗」の2つの移動体通信事業者ブランドによる4店舗の専門ショップがあります。

(2) 移動体通信関連事業

当事業は、大きく分けて移動体通信サービスの利用申込取次業務と移動体通信端末機器の販売業務の2つから成り立っております。

移動体通信サービスの利用申込取次業務とは、移動体通信事業者または代理店との間において締結された代理店契約に基づき、消費者からの各移動体通信事業者に対する通信サービスへの利用申込みを取り次ぐ業務であり、一方、移動体通信端末機器の販売業務とは、消費者が利用申込みを行った通信サービスの提供を受けるため、当該事業者から提供される移動体通信端末機器を消費者に販売する業務のことをいいます。

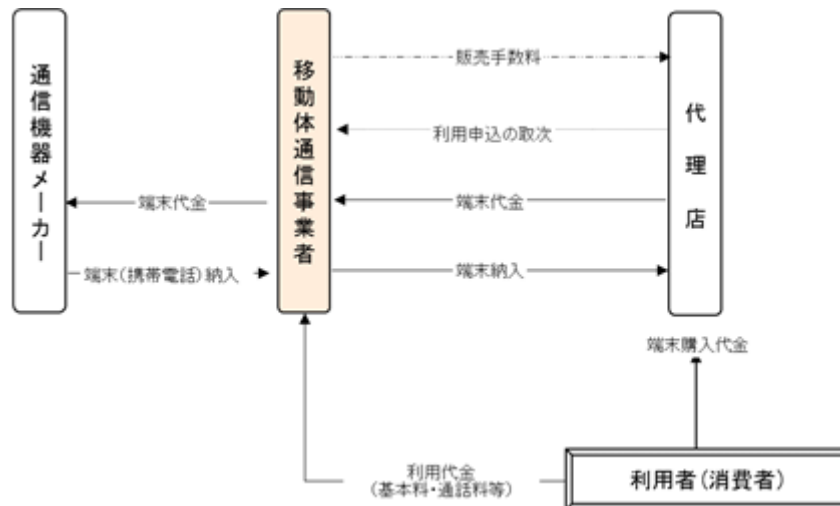
当事業は、移動体通信事業者または代理店から移動体通信端末機器を仕入れ、消費者が利用申込みを行った移動体通信事業者への同サービスの利用申込みの取次ぎを行うと同時に、消費者には移動体通信端末機器の販売を行っており、消費者からは移動体通信端末機器の代金を、移動体通信事業者等からは取り次いだ利用申込の成立に応じた販売手数料等を収受しております。

また、移動体通信端末機器の販売チャネルといたしましては、当社が直接運営を行う直営店での販売が主な販路であり、不特定多数の消費者に同サービスの取次ぎを行うとともに、移動体通信端末機器の販売を行っております。

また直営店は、特定の移動体通信事業者の商品およびサービスを取扱う「専門ショップ(注)」となっております。特定の移動体通信事業者の顧客に対するアフターサービス等の業務を行っております。

(注)専門ショップとは、「ドコモショップ」、「auショップ」の2つの移動体通信事業者ブランドによる店舗であります。

[移動体通信端末の流通ルート]



[販売手数料等の種類]

種類	内容
基本手数料	移動体通信端末機器の販売台数等に応じて受け取る手数料
基本インセンティブ	機種にかかわらず、移動体通信端末機器を販売する毎に受け取る手数料
数量インセンティブ	移動体通信端末機器の販売台数に応じて基本インセンティブに加算される手数料
運営インセンティブ	運営代理店別や店舗別に設定された各種指標を達成すること等、上記インセンティブに該当しない要因で受け取る手数料
継続手数料	自社経由で販売された移動体通信端末機器のユーザーが携帯電話事業者に支払う基本料金および通話料に応じた手数料

(注) その他、アフターサービスに対する手数料等があります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 又は 被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社 ショーケース	東京都港区	954,014	Webマーケティング 支援	被所有 40.24	資本業務提携

(注) 1. 議決権の被所有割合は50%以下ですが、支配力基準により親会社としております。
2. 有価証券報告書を提出しております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年4月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
69 (18)	36.7	5.27	4,674,711

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(嘱託社員、パート・アルバイト社員および派遣社員)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

2022年4月30日現在

事業部門別	従業員数(人)
移動体通信関連事業	36 (6)
リユース関連事業	16 (9)
その他	4 (-)
管理部門	13 (3)
合計	69 (18)

(注) 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(嘱託社員、パート・アルバイト社員および派遣社員)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。なお、当社から社外への出向者はありません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「ビヨンド・イマジネーション」を経営の基本方針とし、「お客様の想像を超える 仲間の期待を超える 自分の限界を超える」の行動ポリシーのもと、大きな変革期を迎えているモバイル業界において、事業環境やお客様ニーズの変化にいち早く対応してお客様が必要とするサービスや商品を提供し、公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことで社会に貢献していくことを目的としております。

また、経営の基盤となる人材育成に注力して事業基盤を強化し、企業価値を高めて成長し続けることを目指してまいります。

(2) 経営環境及び対処すべき課題

コロナ禍における営業活動の制限や、経済活動の停滞により、当社の事業活動も一定の影響を受けつつも、従業員とお客様の安全確保を最優先としつつ、事業活動継続に取り組み、企業体制の維持に努めてまいりました。

そのような事業環境の中、当社の主な事業分野である携帯電話業界全体では、近年様々な変革が行われてきており、5Gサービスやオンライン専用の料金プランといった、各種サービスの変革はもとより、SIMロックの禁止や、解除金の撤廃等、モバイル市場の公正な競争環境の整備が進みつつあることにより、大きな変革期を迎えていると考えております。

関連して、消費者やリユース事業者がネックと感じていた要素が徐々に解消・改善されることで、リユース端末を含めて携帯電話市場全体の活性化が期待できる一方、ユーザーの選択肢がますます多様化され、顧客の価値観も変化してきており、顧客ニーズの変化にいち早く対応することが必要になっていくものと考えております。

当社におきましては、このような事業環境を踏まえ、以下の事項を課題と認識し対処してまいりたいと思っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等は、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク (12)新型コロナウイルス感染症の流行について」および「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載のとおりであります。

リユース関連事業

リユース関連事業におきましては、リユースモバイルに対する認知度および市場規模は拡大しており、当社においても取扱い数量や市場シェアの向上を目指して調達網および販売網の拡大に尽力しております。そのような環境下において、継続して、安定的な調達量を確保することが重要な課題であると認識しております。また、商品の販売による収益以外の付帯サービス等の継続的な収入基盤を構築することや、入荷から検品・再生工程、販売におけるシステム化による在庫管理を強化し、属人化することなく仕組み化することによる管理体制の強化と利益率の引上げが課題であると認識しております。

当社といたしましては、引き続き国内外問わず、新規調達先の開拓を継続することはもとより、パートナー企業を通じた調達においては連携の強化やシステム化を実施し、パートナー企業の営業活動を後方支援する体制の構築に努めてまいります。また、サプライチェーンマネジメントにおいては納入先企業の販売状況を確認し、当社への発注予定を事前把握することで、調達環境の改善に努めてまいります。一方で、スマートフォンのレンタルサービスの拡充や保証等の付帯サービスの追加に取り組み、継続的な収益基盤の強化を図ってまいります。さらに、システム化においては、第三者割当増資によって当社の親会社となった株式会社ショーケースとリユース関連事業全体のDX化に取り組む中で、ロスの少ない在庫管理体制の構築等を推進することで、利益率の向上に注力してまいります。

移動体通信関連事業

移動体通信関連事業におきましては、5Gサービスの普及、オンライン専用の安価な料金プランの浸透、サブブランドを含む事業者間の競争激化と、多様化するサービスに対する知識習得等、スタッフの教育・定着が同事業分野における重要な課題であると認識しております。また、各移動体通信事業者が求める最適なショップ運営を目指すために、プル型の店舗運営だけでなく、プッシュ型営業による新たな顧客開拓が課題であると認識しております。

当社といたしましては、これまでに培った接客販売スキルを活用し、新人スタッフへの教育体制の構築を実施しつつ、社内外を問わず研修を実施する等、人材への投資に取り組み、お客様に支持される店舗運営を目指してまいります。また、積極展開している地域のイベント活動の開催頻度アップや、新たな開催場所の開拓等、スマホ教室とあわせて、新たなお客様とのタッチポイントを増やすことで、各移動体通信事業者が求める最適なショップ運営に繋げてまいります。

当社といたしましては、かかる課題に全社を挙げて対処するとともに、事業の遂行を通じて累積損失の早期解消に取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

1. 当社の事業の状況および経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主要な事項について記載を行うとともに、その他の事項であっても、投資者の判断に重要な影響をおよぼすと考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から、情報の開示を行っております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合においては適切な対応に努める方針ですが、投資判断を行われるにあたっては本項および本書中の本項以外の記載内容も併せて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日（2022年7月28日）現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 当社の収益構造について

当事業年度における当社の事業部門別の売上高構成は下記のとおりとなっており、売上構成比はリユース関連事業が75.8%、移動体通信関連事業が23.8%、その他の事業が0.4%と、リユース関連事業および移動体通信関連事業の売上構成比が高いものとなっております。

今後も、売上高全体に占める割合は、リユース関連事業が70%程度、移動体通信関連事業が20%程度と、両事業で全社の90%以上の構成比となることが想定されます。このため、両事業への依存度が高いことよって、両事業の業績が悪化した場合、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

利益面から見た場合においても、リユース関連事業においては、円安や半導体不足等の外部要因から調達環境の変化による調達価格の高騰や、メーカーや移動体通信事業者による新品価格の値下げ等により販売価格の下落等、利益率が低下する可能性があります。

また、移動体通信関連事業は、5Gサービス導入の影響もあり、移動体通信端末機器の高性能・高機能化等により端末機器の仕入価格が上昇傾向にあるとともに、安価な料金プラン導入等により移動体通信事業者の収入減少に伴い、販売代理店における受取手数料収入も減少し、利益率が低下する可能性があります。よって、今後、両事業の利益率の悪化による利益の減少分を他事業の利益の増加分で補うことができなかった場合、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

なお、当事業年度における当社の事業部門別の売上高内訳は次表のとおりとなっております。

	2021年4月期		2022年4月期		前年同期比 (%)
	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)	
売上高	5,694	100.0	5,457	100.0	95.8
リユース関連事業	4,367	76.7	4,138	75.8	94.8
移動体通信関連事業	1,316	23.1	1,297	23.8	98.5
通信機器販売	784	13.8	771	14.1	98.3
受取手数料収入	531	9.3	525	9.7	99.0
その他の事業	10	0.2	22	0.4	202.2

(2) リユース関連事業の運営上のリスクについて

同事業の事業モデルについて

当事業は、携帯電話機やスマートフォン等の移動体通信端末機器において、これらの機器が不要となった国内外の法人企業から同端末機器を買い取り、再利用ができるものは、当社のモバイルリファビッシュセンターにおいて、商品の査定、データの消去処理や外装のクリーニング等の処理を施した後、リユースモバイル端末として、これを必要とする国内外の法人企業等に販売する事業であります。

同事業においては、個人向けの販売をメインとしたインターネット通販サイト「エコたんプレミアムオンライン (<https://www.ecotan-premium.com/>)」、「Amazon」・「楽天市場」といったオンラインショッピングモールへの出店、およびフランチャイズ加盟店展開を実施しております。フランチャイズ加盟店に対して、当社がブランディングしているリユースモバイル端末「エコたん(注)」の商標利用、リユースモバイル端末の買取価格に関する情報や査定方法等についてのノウハウを提供するにあたり、加入時において加盟店手数料を徴収する他、継続的にフランチャイズ加盟店より月額加盟料を得ることができる仕組みとなっております。また、フランチャイズ加盟店向けの専門サイト「エコたんJP (<https://www.ecotan.jp>)」を運営しており、インターネット通販にてフランチャイズ加盟店を後方支援する仕組みを有しております。

(注)「エコたん」とは、2次利用で環境にやさしい「エコロジー端末(たんまつ)」、安価で経済的な「エコノミー端末(たんまつ)」の意味合いを持った造語であり、当社独自の商標であります。

需要の減少について

リユースモバイル端末の需要は、高機能なスマートフォンの普及に伴って価格が上昇する新品端末機器への買替えを躊躇する顧客層に対してデザインや機能面において遜色のないリユースモバイル端末を低廉な価格で供給することや、通信サービスと端末機器を個別で購入する顧客層に提供することで成り立っております。

同事業においては、リユースモバイル端末の流通量に応じて調達価格が影響を受けることから、端末メーカーの生産量や移動体通信事業者の販売量の減少の影響からリユースモバイル端末の流通量が減少し、調達価格が高騰することによってそれが販売価格に転嫁され、その結果により販売価格が上昇した場合や、移動体通信事業者や端末メーカーによって新品端末機器の大幅な値下げが実施されることでリユースモバイル端末の価格優位性が著しく損なわれ需要が減退し、同事業の事業モデルにより得られる売上高や収益が減少することにより、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

リユースモバイル端末の仕入について

リユースモバイル端末の仕入は、国内外のパートナー企業や法人企業からの仕入を実施しております。

しかしながら、商品の特性上、安価で安定的かつ継続的に当社にリユースモバイル端末が供給されることが可能な環境ではなく、特定のパートナー企業に依存した仕入を実施した場合や、国外からの仕入に依存した場合、パートナー企業の調達状況や為替の状況により当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

また、各移動体通信事業者の販売施策において、次の買替え時に移動体通信事業者が下取りをすることを前提とした契約の実施等により、リユースモバイル市場への端末機器の流通量が大幅に低下を来す恐れがあり、その場合、顧客の需要に応じたりユースモバイル端末を確保できないことから販売に支障を来すことにより、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

主要な販売先について

同事業の主要な販売先は下記のとおりとなっており、株式会社オプテージ、株式会社インターネットイニシアティブ、エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社の3社への売上高が相対的に大きいものとなっております。これら3社ともに、各社が要望する商品と、当社の提供可能商品が一致したため、売上が拡大し、売上比率が高まったものであります。

なお、当社の主要な販売先別の売上高および総販売実績に対する割合は次表のとおりとなっております。

相手先	第34期 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社オプテージ	1,802,261	33.0
株式会社インターネットイニシアティブ	707,362	13.0
エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社	690,293	12.7

(3) 移動体通信関連事業の運営上のリスクについて

同事業の事業モデルについて

移動体通信関連事業では直営店を主たる販売チャネルとして移動体通信端末機器の販売を行っておりますが、移動体通信端末機器はメーカーからの直接仕入ではなく、移動体通信事業者がメーカーから一括して買い上げ一次代理店に卸しており、当社においては移動体通信事業者や一次代理店から移動体通信端末機器を仕入れております。

また、移動体通信端末機器については、主に一般消費者に販売を行っており、移動体通信サービスの申込取次にかかる対価として移動体通信事業者や一次代理店から基本手数料や継続手数料等の受取手数料を収受しております。

移動体通信端末機器の販売価格について

当社においては、移動体通信事業者や一次代理店から収受する受取手数料を原資として、移動体通信端末機器の販売価格を変更する場合があります。

受取手数料に関する料率等の支払条件は、移動体通信事業者や一次代理店との交渉で決定されるため、受取手数料収入の売上高は移動体通信事業者や一次代理店の手数料施策に影響を受けます。

また、受取手数料の料率等の支払条件は毎月見直しが行われており、支払条件の変更頻度は高いものとなっております。

業界における一般的な傾向として受取手数料の料率は近年低下する傾向にあり、このため、将来において手数料の料率が現状よりも引き下げられた場合は、移動体通信端末機器の販売価格に転嫁をせざるを得なくなり、これに伴う販売価格の高騰等により顧客の購買意欲が減退することで、販売台数および売上高が減少する可能性があり、その場合、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

手数料体系の変化について

受取手数料収入には主に基本手数料と継続手数料とがあり、基本手数料は販売台数等に応じて支払われる手数料や、運営評価によって支払われる手数料があります。

また、継続手数料は当社経由で販売された端末のユーザーが移動体通信事業者に支払う基本料金および通信料等に応じて支払われる手数料であり、当該ユーザーが契約を継続している間、最長で5年間支払われることとなります。

今後において、移動体通信事業者や一次代理店の事業方針等が大幅に変更され、手数料体系が変化した場合、当社では変更後の手数料体系においても、効率的に収益を獲得できるよう販売戦略の立案等を検討していく方針ではありますが、移動体通信事業者や一次代理店の事業方針等の変化の方向性や影響および時期は予想し難く、また、当社が事業方針等に適切に対応できるかは不明であり、このため、場合によっては受取手数料が減少し、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

需要の減少について

移動体通信関連事業では、日本国内における高い普及率に伴い携帯電話等の新規加入件数が減少傾向にあり、機種変更需要や他の移動体通信事業者への買替需要が中心となっておりますが、デザインや機能面で消費者にとって魅力ある端末・サービスが継続的に市場に投入されなかった場合や、その端末・サービスが消費者にとって訴求力のある価格・内容ではなかった場合は需要が減退し、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

また、分割払いの定着やソフトウェアのアップデートにて最新版の環境に対応できる等、移動体通信端末機器自体の寿命の伸びにより、買替サイクルが長期化する傾向があり、あわせて、移動体通信事業者がオンライン申込専用の安価な新料金プランを導入したことにより、オンライン購入比率が大幅に上昇し、販売台数が鈍化することによって、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

短期解約時の手数料の返戻について

当社が顧客に対し移動体通信端末機器を販売後、一定期間（概ね4ヶ月から6ヶ月）以内に顧客が解約を行った場合、移動体通信事業者や一次代理店に対し、当該顧客への販売に伴う基本手数料の一部について、契約から解約に至るまでの期間に応じて手数料を返還しなければならない契約となっております。

将来において何らかの理由により各移動体通信事業者との間において取り決められた一定期間以内の短期に解約する顧客が急増した場合は、返還を要する手数料が増加し、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

また、当社では顧客が一定期間以上利用することを前提に販売価格を設定しており、顧客が各移動体通信事業者との間において取り決められた一定期間以内の短期に解約を行った場合は、赤字の取引となってしまう可能性があります。

一方で、移動体通信事業者は、顧客に対する長期契約における割引サービスの廃止や、短期解約時における移動体通信事業者に支払う違約金の廃止を実施しており、一定期間以内の短期に解約する顧客が急激に増加した場合、利益率が悪化し、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

なお、当社では短期解約による返戻金を合理的に見積ることにより、短期解約返戻金見込額を引当計上しております。

主要な販売先について

同事業の主要な販売先は下記のとおりとなっており、NTTドコモの一次代理店であり同社の製品を供給する兼松コミュニケーションズ株式会社、およびa uの一次代理店であり同社の製品を供給するITXコミュニケーションズ株式会社の2社への売上高が相対的に大きいものとなっております。

これら2社に対する売上高の内容は、主として移動体通信関連事業における移動体通信端末機器の割賦販売に伴う機器代金と受取手数料収入であり、2社に対する売上高が大きくなっているのは、移動体通信端末機器の販売において、NTTドコモ製品やa u製品の取扱高が大きいことによります。

なお、当社の主要な販売先別の売上高および総販売実績に対する割合は次表のとおりとなっております。

相手先	第34期 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
兼松コミュニケーションズ株式会社	675,564	12.4
ITXコミュニケーションズ株式会社	565,485	10.4

(4) 出店政策について

店舗の形態について

移動体通信端末機器の販売ショップは、「専門ショップ」と呼ばれる特定の移動体通信事業者の製品・サービスのみを取り扱う販売店となっております。

専門ショップは移動体通信事業者のブランド基準に沿った店舗形態となっており、新規申込や機種変更申込の受付だけでなく、料金収納や故障受付などのアフターサービスの受付や、スマホ教室や通信料金のコンサルティングなどの地域顧客向けのサポートを行うサービス拠点としての機能を担っております。

当社では、従来からの機能であるスマートフォン等の新規および機種変更の受付だけではなく、集客力の高い施設等での店外イベントを通して、顧客とのタッチポイントを増加させることで、新たな顧客を誘致し、収益性の向上を図ることを目的としております。

今後の出店政策において、顧客ニーズを的確に捉えつつ、移動体通信事業者が求めるショップ運営を推進し、基本手数料における運営インセンティブを高めることで、収益性の向上に努めていきたいと考えておりますが、このような当社の施策が奏功することを現時点で保証することはできません。

なお、業態別の店舗数の推移は次表のとおりとなっております。

(単位：店)

	2018年4月期	2019年4月期	2020年4月期	2021年4月期	2022年4月期
期末店舗数	14	9	4	4	4
専門ショップ	13	9	4	4	4
(取扱事業者)					
NTTドコモ	2	2	2	2	2
ソフトバンク	5	3	-	-	-
au	2	2	2	2	2
ワイモバイル	4	2	-	-	-
情報通信ショップ	1	-	-	-	-
(店舗業態)					
e-BooMショップ	1	-	-	-	-

店舗保証金について

当社の直営店の出店については、基本的には土地を購入せず、店舗を賃借する形をとっており、店舗の賃貸借契約の締結にあたっては、貸主に保証金を差し入れることが一般的であります。

当社においても、2019年4月期末 89百万円（総資産額の8.1%）、2020年4月期末 92百万円（同9.5%）、2021年4月期末 60百万円（同4.9%）、2022年4月期末 61百万円（同3.3%）の保証金を差し入れております。

差入保証金につきましては、当該店舗を退去する際には返還される契約となっておりますが、貸主の財政状態が悪化した場合等においては、保証金の全部または一部の回収が困難となる可能性があります。

当社では、賃貸借契約を締結する際には貸主の信用調査を十分行うよう努めてはおりますが、保証金の全部または一部の回収が困難となり、貸倒引当金・貸倒損失の計上を余儀なくされるような事態が発生した場合、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

新規出店に伴うリスクについて

専門ショップを出店するにあたっては、移動体通信事業者や一次代理店から新規出店や既存店舗の譲受け等についての条件が提示され、その条件に適合できた運営会社が専門ショップの運営を受託することができます。

当社が専門ショップの出店を希望していても移動体通信事業者の審査を通過しなければならないため、計画通りの時期に出店ができる保証はなく、また当社以外の企業が運営を受託した場合、当社は計画していた売上を計上できず、業績に影響をおよぼす可能性があります。

また、計画通りに出店できた場合においても、近隣に他の移動体通信事業者を取り扱う競合店の新規出店や、すべての移動体通信事業者を取り扱う量販店等が新規出店したことで、事前に予測不可能な外部環境の変化等により、計画していた収益を計上できない可能性や、場合によっては退店を余儀なくされることも予測され当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

(5) 重要な契約について

移動体通信関連事業における重要な契約について

移動体通信端末機器の販売業務や移動体通信サービス申込の取次業務を行うにあたっては移動体通信事業者や一次代理店と代理店契約を締結する必要があり、また代理店契約は移動体通信事業者毎に契約を締結する必要があります。

当社が締結している主な代理店契約は以下のとおりであり、契約期間は1年毎の自動更新となっておりますが、契約期間中であっても事前に通知することにより解除が可能な契約となっており、また重要な契約違反があった場合等においては即時解除ができるものとなっております。

特に近年、移動体通信事業者が定めるルール違反や、法令違反、個人情報の漏えいが業界内で問題となっているため、移動体通信事業者や一次代理店は、契約事項の中でも特にこれらを重要視しており、当社が上述したルール違反や法令違反、個人情報漏えい等を故意・過失の理由を問わず発生させることとなった場合、移動体通信事業者や一次代理店との契約が打ち切られる可能性があります。

また、当社の株主構成または経営主体に重大な変更等があった場合は、移動体通信事業者や一次代理店において手数料の支払い停止や代理店契約を解除できる旨等が定められているため、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

現時点では、移動体通信事業者や一次代理店との関係は良好で、契約が解除されるような事実は発生しておらず、当社は今後も契約の遵守に努める方針であります。何らかの理由により契約が継続できなくなった場合や、契約の継続を行わなかった場合、移動体通信事業者や一次代理店から収受していた継続手数料についてもその時点で支払いが打ち切れ、その場合は、売上高の減少や店舗の撤退等により、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

相手方の名称	契約内容
兼松コミュニケーションズ株式会社	N T T ドコモの電話契約獲得のための諸活動、申込の受付、取次等
ITXコミュニケーションズ株式会社	a u 電話サービス販売業務委託契約

契約による事業運営上の制約について

当社の移動体通信関連事業は前述のとおり、移動体通信事業者や一次代理店との契約に基づいた事業を行っておりますが、店舗の運営にあたっては、当社は移動体通信事業者や一次代理店の作成するマニュアルや指示等に従わねばならない義務があります。

当社は契約の継続のため、マニュアルや指示等の遵守に努める方針であります。今後、移動体通信事業者や一次代理店からの指示内容が変更された場合、場合によっては設備や人員等を追加で投資することが必要となる可能性があります。

移動体通信事業者や一次代理店が費用を負担する場合もありますが、当社が費用を負担しなければならない可能性もあり、その場合、追加のコストが発生する等の理由により、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

(6) 法的規制等について

当社では移動体通信関連事業、リユース関連事業およびその他の事業を行うにあたって、以下のような法令やガイドライン等の規制を受けており、当社はこれらの法的規制等を遵守し企業活動を行っております。

しかし、将来においてこれらの法的規制等が改正された場合、または当社がこれらの法的規制等に抵触した場合は、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

関係する事業	法的規制等
移動体通信関連事業 リユース関連事業 その他の事業	電気通信事業法 消費者契約法 携帯電話不正利用防止法 代理店の営業活動に対する倫理要綱（社団法人電気通信事業者協会制定） 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（総務省告示）
インターネットを介して商品を提供する場合	特定商取引に関する法律 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律
リユース品の売買	古物営業法 商標法
事業全般	個人情報の保護に関する法律

(7) 個人情報の取扱いについて

当社では、移動体通信関連事業においては移動体通信サービスの申込取次を行う場合、リユース関連事業においてはリユースモバイル端末の買取り等を行う場合やインターネット通販サイトでの販売を行う場合、その他の事業においてはレンタルサービスの申込みを受ける場合において、顧客の生年月日や住所等の個人情報を取り扱っております。

個人情報の記載された書類としては申込書等があり、また社内のサーバ内や委託先のクラウド環境、各通信事業者から貸与されている端末には個人情報がデータとして保存されておりますが、当社では個人情報が記載された書類等について必要時以外はキャビネットの中に入れて施錠をする、また電子データについてはパスワード管理を行う等、厳重に管理を行うよう努めております。また、従前から取得しているプライバシーマークに加えて、2021年12月にはモバイルリファビッシュセンターにて情報セキュリティマネジメントISO27001認証取得をし、セキュリティの強化に努めております。

しかしながら、書類が盗難等される場合や第三者がネットワークへ不正侵入する等により、個人情報の記載された書類や電子データ等が社外に流出し、個人情報が漏洩する可能性については否定できません。

その場合、顧客から損害賠償訴訟の提起や賠償金の請求、また既存顧客の信用や社会的な信用の失墜により、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

(8) 海外の事業展開について

当社は、企業として一層の成長を図るため、国内だけではなく、海外との商品の販売と調達の拡大に取り組む方針であります。

しかしながら、取引先相手国に対するカントリーリスクや現地企業に対する信用リスク、為替の影響等、これらのリスクの発生により当社の方針が奏功せず、係るリスクが顕在化した場合は、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

(9) 固定資産の減損について

減損会計の適用により、当社の保有資産について実質価値の下落や収益性の低下等により、減損処理が必要となった場合、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

(10) 人材の確保と教育について

当社は、お客様に対する満足度の更なる向上を図るため、リユース関連事業においては営業活動や商品の再生・物流業務に携わる人員、移動体通信関連事業においては店舗業務に携わる人材の十分な確保と教育が必要と考えております。

採用においては、採用方法や雇用形態を問わず、優秀な人材を即時採用できるように採用体制の見直しを随時実施し、教育においては、初期研修は当然ながら、社内外問わず、定期的なスキルアップ教育等の研修体制の整備、店舗業務に携わる従業員においては各通信事業者による認定資格の取得支援等、人材の確保と定着率の向上に努めております。

しかしながら、これらの施策が奏功する保証はなく、人材の確保および教育が不十分な場合は、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

(11) 対処すべき課題に対する対応について

当社は、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社の事業の進展のために克服すべき当面の課題が認識されており、係る課題を早期に克服すべく対応を行ってまいりますが、これらの施策が奏功する保証はなく、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

(12) 新型コロナウイルス感染症の流行について

新型コロナウイルス感染症については、一時期の世界的大流行からは落ち着きつつあるものの、依然として収束の見通しはたたない状況であり、また、今後再拡大する可能性もある等、経済活動に制限を受けるリスクは依然として継続しております。当社は、社内外への感染被害抑止と従業員の安全確保の観点から、従業員へのワクチン接種の推奨、テレワークや時差出勤等を導入しており、専門ショップにおいては各移動体通信事業者の指導にともない、適切な感染対策を実施したうえで運営を継続しております。

しかしながら、流行の長期化や感染の再拡大における緊急事態宣言の再発令等があった場合、リユース関連事業においては、取引先への営業活動が制限され、リユースモバイル端末の調達および販売が減少することによって売上、収益ともに減少する可能性があります。また、移動体通信関連事業においては、移動体通信事業者の方針に基づき、店舗運営に制限を受け、時短営業や休業といった制限を受ける場合があり、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 経営成績等の状況の概要

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度（2021年5月1日から2022年4月30日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する3回目のワクチン接種がすすみ、一定の制限があるものの、通常の経済活動が再開される等、回復基調にある一方で、ウクライナ情勢や資源の高騰、円安等、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社の主な事業分野である携帯電話業界におきましては、5G対応の高付加価値端末が普及する一方で、移動体通信事業者による低価格帯のサブブランドやオンライン専用の料金プランの比率が高まる等、価格競争にあいまって、ショップ自体の存在価値も変化してきております。また、リユースモバイル市場においても、移動体通信事業者が独自のリユース品の販売を開始する等、取扱企業の広がりとともに、ユーザーの選択肢も多様化され、ニーズに応じて端末と通信の組み合わせを自由に選択できるリユースモバイル端末の市場が活性化される等、携帯電話を取り巻く環境は変化し続けております。

このような事業環境の中、当社は顧客ニーズの変化を迅速に捉えるため、「ビヨンド・イマジネーション（注）」の行動ポリシーのもと、お客様が必要とするサービス・商品を的確に捉え、提供し続けるべく対応しております。

中古スマートフォンの販売を主とするリユース関連事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により世界的な半導体不足が継続しており、主力商品である高品質なリユースモバイル端末の調達不安定な状況ではありましたが、調達環境の改善に向けて、新たな調達先の開拓に注力しつつ、幅広いランクの商材を取り扱うことで、新たなビジネスチャンスを創出する等の対応を実施いたしました。販売台数、売上高とともに収益面でも前事業年度を下回りました。

一方のキャリアショップを中心とした移動体通信関連事業におきましては、リユース関連事業同様に半導体不足の影響はあったものの、引き続き、新型コロナウイルスの感染対策を実施したうえで、店舗近隣での外販イベントの継続実施や、スマホ教室の実施において、地域密着の営業展開を続けたことにより、販売台数は前事業年度比で微増いたしました。しかしながら、キャリアからの手数料収入減少の影響を受け、売上高、収益面では前事業年度を下回る結果となりました。

これらの結果、当事業年度における経営成績は、売上高5,457百万円（前事業年度比4.2%の減少）となりました。

営業損益につきましては、営業損失107百万円（前事業年度は83百万円の営業利益）となりました。

また、経常損益につきましては、為替差益等の合計5百万円の営業外収益、および株式交付費9百万円、支払利息5百万円等の合計19百万円の営業外費用を計上した結果、経常損失121百万円（前事業年度は73百万円の経常利益）となりました。

当期純損益につきましては、主要株主株式短期売買利益返還益18百万円等の合計20百万円の特別利益、および支払手数料85百万円、その他特別損失13百万円等の合計100百万円の特別損失を計上した結果、当期純損失228百万円（前事業年度は65百万円の当期純利益）となりました。

なお、経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

（注）「ビヨンド・イマジネーション」とは、「お客様の想像を超える 仲間の期待を超える 自分の限界を超える」を行動ポリシーとした当社の基本方針であります。

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。業績の状況を事業部門別に記載していません。

（リユース関連事業）

当事業年度におけるリユース関連事業におきましては、世界的な半導体不足の影響や、移動体通信事業者やメーカーによる価格戦略等により、需給バランスが崩れ、適正な価格での商品調達に苦戦した結果、調達量が減少する結果となりました。

そのような市場環境においても、当社の強みであるサプライチェーンマネジメントの強化を筆頭に、ビジネスユーザー向けの買取においては、パートナー企業との連携範囲を広げることで、円滑な営業フォローを実施し、成約数向上に努めてまいりました。また、オンライン販売の強化として、第3四半期におけるAmazonへの新規出店に続き、第4四半期に楽天市場への出店をすることで、消費者が当社リユースモバイル端末を購入できる接点を増やしております。

この結果、売上高4,138百万円（前事業年度4,367百万円）、販売台数は95,212台（前事業年度106,189台）となりました。

(移動体通信関連事業)

当事業年度における移動体通信関連事業におきましては、コロナ禍においても地域のデジタル化を推進する拠点として活動すべく、地域密着の外販イベントによって顧客との接点を増やすため、外販イベントスペースの新規確保や土日祝日もとより平日にもイベントを実施することによる実施回数の増加に取り組み、お客様の新規獲得を実践してまいりました。また、従来から実施している店舗でのスマホ教室に加えて、地域の公共施設と協力して出張スマホ教室を展開し、新規獲得に注力いたしました。

これらの結果、売上高1,297百万円(前事業年度1,316百万円)、販売台数は12,618台(前事業年度12,509台)となりました。

(その他の事業)

当事業年度におけるその他の事業におきましては、売上高22百万円(前事業年度10百万円)となりました。

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。事業部門別の売上高の内訳は次表のとおりとなっております。

事業部門別売上高の内訳

	2021年4月期		2022年4月期		前年同期比 (%)
	金額 (百万円)	構成比(%)	金額 (百万円)	構成比(%)	
売上高	5,694	100.0	5,457	100.0	95.8
リユース関連事業	4,367	76.7	4,138	75.8	94.8
移動体通信関連事業	1,316	23.1	1,297	23.8	98.5
通信機器販売	784	13.8	771	14.1	98.3
受取手数料収入	531	9.3	525	9.7	99.0
その他の事業	10	0.2	22	0.4	202.2

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ563百万円増加し、1,104百万円となりました。

当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の営業活動の結果、使用した資金は207百万円(前事業年度は76百万円の使用)となりました。

これは、主として未払金の増加額が64百万円、役員退職慰労引当金の増加額が11百万円あったものの、税引前当期純損失が202百万円、売上債権の増加額が78百万円あったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の投資活動の結果、使用した資金は0百万円(前事業年度は12百万円の獲得)となりました。

これは、主として、貸付金の回収による収入が1百万円、固定資産の取得による支出が0百万円あったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の財務活動の結果、獲得した資金は766百万円(前事業年度は102百万円の獲得)となりました。

これは、短期借入金の返済による支出が200百万円、長期借入金の返済による支出が53百万円あったものの、株式の発行による収入が820百万円、長期借入金の借入れによる収入が200百万円あったことによるものです。

(3) 仕入及び販売の実績

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。仕入および販売の状況につきましては、事業の部門別に記載しております。

a. 仕入実績

当事業年度の仕入実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)	前年同期比(%)
リユース関連事業 (千円)	3,868,911	92.4
移動体通信関連事業 (千円)	885,674	104.4
その他の事業 (千円)	-	-
合計 (千円)	4,754,586	94.5

b. 販売実績

当事業年度の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	当事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)	前年同期比(%)
リユース関連事業 (千円)	4,138,203	94.8
移動体通信関連事業 (千円)	1,297,040	98.5
その他の事業 (千円)	22,196	202.2
合計 (千円)	5,457,439	95.8

(注) 最近事業年度の主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)		当事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社オプテージ	1,890,183	33.2	1,802,261	33.0
株式会社インターネットイニシアティブ	428,680	7.5	707,362	13.0
エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社	922,988	16.2	690,293	12.7
兼松コミュニケーションズ株式会社	606,795	10.7	675,564	12.4
ITXコミュニケーションズ株式会社	540,699	9.5	565,485	10.4

2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 当事業年度の経営成績の分析

売上高

売上高につきましては、リユース関連事業において、世界的な半導体不足の影響や、移動体通信事業者やメーカーによる価格戦略等により需給バランスが崩れたものの、当社の強みであるサプライチェーンマネジメントの強化を筆頭に、ビジネスユーザー向けの買取においてパートナー企業との連携範囲を広げ、また、オンライン販売の強化としてAmazonや楽天市場への出店を実施してまいりました。また、移動体通信関連事業においては、コロナ禍においても地域のデジタル化を推進する拠点として活動すべく、地域密着の外販イベントの開催頻度や開催場所を拡大することで顧客との接点を増やし、さらに、地域の公共施設と協力する等の実施してまいりましたが、売上高5,457百万円と前事業年度と比べ236百万円、4.2%の減少となりました。

営業損益

営業損益につきましては、営業損失107百万円（前事業年度は83百万円の営業利益）となりました。

経常損益

経常損益につきましては、為替差益等の合計5百万円の営業外収益、および株式交付費9百万円、支払利息5百万円等の合計19百万円の営業外費用を計上した結果、経常損失121百万円（前事業年度は73百万円の経常利益）となりました。

当期純損益

当期純損益につきましては、主要株主株式短期売買利益返還益18百万円等の合計20百万円の特別利益、および支払手数料85百万円、その他特別損失13百万円等の合計100百万円の特別損失を計上した結果、当期純損失228百万円（前事業年度は65百万円の当期純利益）となりました。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 財政状態の分析

総資産

当事業年度末の総資産は、前事業年度末と比べて655百万円増加し、1,888百万円となりました。

これは主に、現金及び預金が563百万円、売掛金が78百万円、商品が38百万円増加し、繰延税金資産が20百万円、有形固定資産が6百万円減少したことによるものであります。

負債

当事業年度末の負債は、前事業年度末と比べて44百万円増加し、577百万円となりました。

これは主に、長期借入金が120百万円、未払金が67百万円、1年内返済予定の長期借入金が26百万円、役員退職慰労引当金が11百万円、買掛金が8百万円、賞与引当金が8百万円増加し、短期借入金が200百万円減少したことによるものであります。

純資産

当事業年度末の純資産は、前事業年度末と比べて610百万円増加し、1,310百万円となりました。

これは、資本金が419百万円、資本準備金が419百万円増加し、利益剰余金が228百万円減少したことによるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フローの状況の分析

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,104百万円となりました。

当事業年度の営業活動の結果、使用した資金は207百万円（前事業年度は76百万円の使用）となりました。

これは、主として未払金の増加額が64百万円、役員退職慰労引当金の増加額が11百万円あったものの、税引前当期純損失が202百万円、売上債権の増加額が78百万円あったことによるものです。

当事業年度の投資活動の結果、使用した資金は0百万円（前事業年度は12百万円の獲得）となりました。

これは、主として、貸付金の回収による収入が1百万円、固定資産の取得による支出が0百万円あったことによるものです。

当事業年度の財務活動の結果、獲得した資金は766百万円（前事業年度は102百万円の獲得）となりました。

これは、短期借入金の返済による支出が200百万円、長期借入金の返済による支出が53百万円あったものの、株式の発行による収入が820百万円、長期借入金の借入れによる収入が200百万円あったことによるものです。

b. 資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金需要のうち主なものは、商品の購入費のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であり、投資を目的とした資金需要は、主に設備投資によるものであります。

また、当社は、事業に必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本としており、短期運転資金は自己資金および金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資の調達につきましては、金融機関からの短期借入および長期借入を基本としております。また、当社は機動的な資金調達を目的とした貸出コミットメントライン契約を取引金融機関1行と締結しております。

なお、当事業年度末における借入金およびリース債務を含む有利子負債の残高は、187百万円となっており、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、1,104百万円となっております。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたり、重要な会計方針については、「第5 経理の状況」に記載しております。

ただし、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 移動体通信関連事業に関する契約

主たる契約は以下のとおりです。

相手方の名称	契約内容	契約期間
兼松コミュニケーションズ株式会社	NTTドコモの電話契約獲得のための諸活動、申込の受付、取次等	1997年6月30日から 1998年5月31日まで 以後1年毎自動更新
ITXコミュニケーションズ株式会社	au電話サービス販売業務委託契約	2004年5月1日から 2005年4月30日まで 以後1年毎自動更新

(2) リユース関連事業に関する契約

主たる契約は以下のとおりです。

相手方の名称	契約内容	契約期間
兼松コミュニケーションズ株式会社	リユースモバイル事業に関する業務提携基本契約	2019年12月20日から 2020年12月19日まで 以後1年毎自動更新

(3) 資本業務提携に関する契約

当社は、2022年1月26日開催の取締役会において、株式会社ショーケースと資本業務提携を行うことに関する資本業務提携契約の締結、同社を割当先とした第三者割当による新株式の発行について決議し、2022年2月14日に本新株式を発行いたしました。

なお、本新株式の発行により、同社が議決権の40.24%を取得し、かつ、本資本業務提携において同社が当社の意思決定機関である取締役会を実質的に支配できる事実が存在する状況となったため、同社は当社の親会社となりました。

(4) その他の事業に関する契約

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社の事業は、情報通信関連事業の単一セグメントであります。設備の状況につきましては、事業の部門別に記載しております。

当事業年度における設備投資については、総額711千円（長期前払費用を含む）であります。これらのうち主要な設備投資は、業務用パソコンの入れ替えによるものであります。

2【主要な設備の状況】

当社は、大阪市北区の大阪本社および東京都新宿区の東京本社の他、リユース関連事業における物流拠点であるモバイルリファビッシュセンター、移動体通信機器等の販売を行う店舗を首都圏において1店舗および関西圏において3店舗の合計4店舗の直営店舗を有しております。

以上のうち、当社の主要な設備は、以下のとおりであります。

2022年4月30日現在

事業所名 (所在地)	事業の 部門別 の名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	リース資産	その他	合計	
大阪本社 (大阪市北区)	全社 (共通)	業務設備	1,842	3,604	52	9,799	15,298	9 (4)
東京本社 (東京都新宿区)	全社 (共通)	業務設備	-	-	-	-	-	21 (1)
モバイル リファビッシュ センター (大阪市北区)	リユース 関連事業	物流設備	9,487	-	-	-	9,487	6 (8)
首都圏 店舗 (1店舗)	移動体通信 関連事業	販売設備	336	0	52	-	388	8 (0)
関西圏 店舗 (3店舗)	移動体通信 関連事業	販売設備	10,245	947	52	-	11,245	25 (5)

(注) 1. 金額には、消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は年間の平均臨時雇用者数を外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気の見通し、業界動向および投資効率等を総合的に勘案して策定しております。当事業年度末における重要な設備の新設および除却等の計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,400,000
計	12,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年7月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,741,500	5,741,500	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	5,741,500	5,741,500	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年9月21日 (注)1	22,500	3,431,500	4,950	639,678	4,950	309,875
2022年2月14日 (注)2	2,310,000	5,741,500	414,645	1,054,323	414,645	724,520

(注)1. 譲渡制限付株式報酬としての有償第三者割当による増加であります。

発行価格 440円

資本組入額 220円

割当先 当社取締役(社外取締役を除く。)4名

2. 有償第三者割当の新株発行による増加であります。

発行価格 359円

資本組入額 179.50円

割当先 株式会社ショーケース

(5) 【所有者別状況】

2022年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	19	14	12	8	2,546	2,600	-
所有株式数 (単元)	-	28	8,477	33,235	252	59	15,356	57,407	800
所有株式数の 割合(%)	-	0.05	14.77	57.89	0.44	0.10	26.75	100.00	-

(注) 1. 所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4単元含まれております。

3. 自己株式20株は、「単元未満株式の状況」に20株含めて記載しております。

(6)【大株主の状況】

2022年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社ショーケース	東京都港区六本木1丁目9番9号	2,310,000	40.23
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	747,626	13.02
サイブリッジ合同会社	東京都渋谷区渋谷3丁目1番9号	533,400	9.29
兼松コミュニケーションズ株式会社	東京都渋谷区代々木3丁目22番7号	460,000	8.01
原田 武大	兵庫県神戸市中央区	60,100	1.05
伊藤 貴登	大阪府大阪市東成区	59,700	1.04
JPMorgan証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号	45,700	0.80
里井 晋一	京都府京都市伏見区	25,100	0.44
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	23,600	0.41
森山 加寿恵	愛知県名古屋市中村区	19,100	0.33
計	-	4,284,326	74.62

- (注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。
2. 2022年1月26日開催の取締役会において、株式会社ショーケースを割当先とした第三者割当による新株式の発行を決議し、同年2月14日、同社からの払込が完了いたしました。その結果、同社は当社の親会社及び主要株主である筆頭株主となりました。
3. 前事業年度末において主要株主ではなかった株式会社SBI証券は、当事業年度末現在では主要株主になっております。
4. 前事業年度末において主要株主であったサイブリッジ合同会社および兼松コミュニケーションズは、当事業年度末現在では主要株主ではなくなっております。
5. 2022年2月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、サイブリッジ合同会社が2022年1月26日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当事業年度末における株主名簿と相違しており、当社として2022年4月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。
- なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
サイブリッジ合同会社	東京都渋谷区幡ヶ谷1丁目30番8号	1,293,300	37.69

(注) 2のとおり、当該変更報告書の提出義務発生日以降に発行済株式総数が2,310,000株増加しております。この増加分を加味した場合の当該変更報告書の所有株式数の割合は22.53%に相当します。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,740,700	57,407	-
単元未満株式	普通株式 800	-	-
発行済株式総数	5,741,500	-	-
総株主の議決権	-	57,407	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が400株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれております。

2. 「単元未満株式」の株式数の欄に自己株式20株が含まれております。

【自己株式等】

2022年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 当社は、上記の他、単元未満自己株式20株を保有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	20	9,800
当期間における取得自己株式	-	-

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (単元未満株式の売渡請求による売渡)	-	-	-	-
保有自己株式数	20	-	20	-

3【配当政策】

当社は、事業発展の柱となる財務体質の強化および株主の皆様への利益還元を経営の重要課題であることを認識し、業績に応じた安定的な配当を行うことを基本方針としており、配当性向は30%を目標にしております。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としております。

また、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会としております。

なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

しかしながら、当期2022年4月期の1株当たり年間配当金につきましては、営業損失107百万円、経常損失121百万円、当期純損失228百万円となり、2008年4月期から2022年4月期までの15期間の内、2012年4月期、2014年4月期、2016年4月期、2020年4月期並びに2021年4月期を除く10期間に亘る営業損失の計上に伴い、累積損失が889百万円に亘ることから、誠に遺憾ながら当事業年度の1株当たり年間配当金につきましては、株主の皆様への配当を見送りさせて頂きたく存じます。

また、この様な状況により次期2022年10月期(2022年5月1日～2022年10月31日)におきましても、当事業年度と同様に株主の皆様への配当を見送りさせて頂きたく存じます。

なお、現在の内部留保資金につきましては、リユース関連事業におきましては、2022年2月に当社の親会社となった株式会社ショーケースとの業務提携により、「eKYC」に関する技術を利用したオンライン買取サービス、買取プラットフォームおよびAIを利用した自動査定・買取システム構築・導入、法人向けレンタルサービスにおけるサブスクリプションモデル強化、並びにリユースモバイル事業全体のDX化の推進に係る投資等の実施を通じて、また、移動体通信関連事業におきましては、店舗設備等への維持管理資金への充当を通じて、経営基盤の強化を図るために有効投資をしてまいりたいと考えております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

本有価証券報告書提出日現在、グループを形成する連結子会社は存在しておりませんが、将来に向けた子会社設立等の可能性に鑑み、当社および子会社を対象とした当社グループとしてのコーポレート・ガバナンス体制について記載をしております。

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに求められる重要なポイントとして、「経営の透明性」、「経営の説明責任」および「法令等の遵守」を挙げております。

取締役会および監査役会においては、効率性および適法性のチェックに重点を置いた経営のモニタリングを実施できる体制を維持することが重要と考えております。

一方、経営の執行者による企業内統治である「内部統制」については、経営の有効性と効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの向上と確保に重点を置いた全社的な内部統制システムの構築を進めてまいります。

これら株主価値の向上を目指すコーポレート・ガバナンスの取組みは、これを支える内部統制システムが有効に機能し、相互に連携することで実効性を発揮するものと考えており、企業活動全ての基礎をなすコンプライアンスを最重要視し、当社に属する全ての役員、従業員に徹底すべきものと考えております。

2. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

企業統治の体制の概要

当社における企業統治の体制は、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関として取締役会を設置し、経営を監視する仕組みとして監査役会を設けております。

取締役会は男性のみで構成され、社外取締役1名を含む6名体制となっており、監査役会は常勤監査役1名に社外監査役2名を加えた3名体制としております。

当社は、取締役会を毎月1回開催し、重要事項の付議および業績等に関する報告を行うとともに、グループ会社である子会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えております。

また、取締役会において決定された経営上の意思決定は、各執行役員により関係部門責任者に伝達されることによって事業運営の迅速化、効率化および内部統制、事業リスク等への対応に取り組むとともに、「経営の透明性」、「経営の説明責任」、および「法令等の遵守」等、適法性のチェックに重点を置いたコンプライアンス体制の構築と維持に努めております。

また監査役は、毎月開催される監査役会および取締役会に参加する他、常勤監査役は執行役員会等の業務執行に係る重要会議に参加しており、取締役と同様の情報に基づいた監査が実施できる環境となっている他、監査役と代表取締役社長との定期的な会合の場を設けることにより、監査役自らが業務の執行状況を直接把握する体制を整えております。

なお、当社は執行役員制度を導入しております。当社の組織形態は、「監査役会設置会社」を採用しており、法的な意味での「指名委員会等設置会社」ではありませんので、指名委員会等設置会社に代表される業務執行と監督機能を組織的に分離するのではなく、監査役会の設置を前提として取締役会が監督機能を有する仕組みが有効であると考えていることによるものであります。

また、コーポレート・ガバナンス体制の充実および取締役会の実効性に関する分析・評価による監督機能の強化を図るため、また、取締役および執行役員の指名・報酬に係る評価・決定のプロセスの透明化および客観性を高めることを目的に、任意の委員会であるガバナンス委員会および指名報酬委員会を設置しております。本有価証券報告書提出日現在、両委員会とも3名以上の取締役および執行役員で構成され、委員長を社外取締役としております。ガバナンス委員会は原則として年4回以上、指名報酬委員会は年1回以上開催し、取締役会の諮問機関として、ガバナンス委員会においては、ガバナンスおよび経営上の重要な事項に関する審議を行い、指名報酬委員会においては、取締役候補者の指名および取締役の解任、執行役員候補者の指名等を行い、取締役会はその答申を尊重することとしております。

今後も、2015年6月1日より上場企業に適用された金融庁と証券取引所によるコーポレートガバナンス・コードに鑑み、一層の確かつ効率的な経営判断や業務執行を行うべく、引き続き経営機構等を始めたとしたコーポレート・ガバナンス体制の充実を図ってまいります。

[会社の機関の名称および構成員]

役職名	氏名	取締役会	監査役会
代表取締役会長CEO	永田 豊志	○	
代表取締役社長COO	有馬 知英		
取締役CFO	平野井 順一		
取締役	加藤 文也		
取締役	高橋 卓		
社外取締役	帖佐 勇志		
常勤監査役	茶谷 喜晴		
社外監査役	加藤 清和		
社外監査役	安倉 史典		

は構成員、 は当該議長に該当する者

当該体制を採用する理由

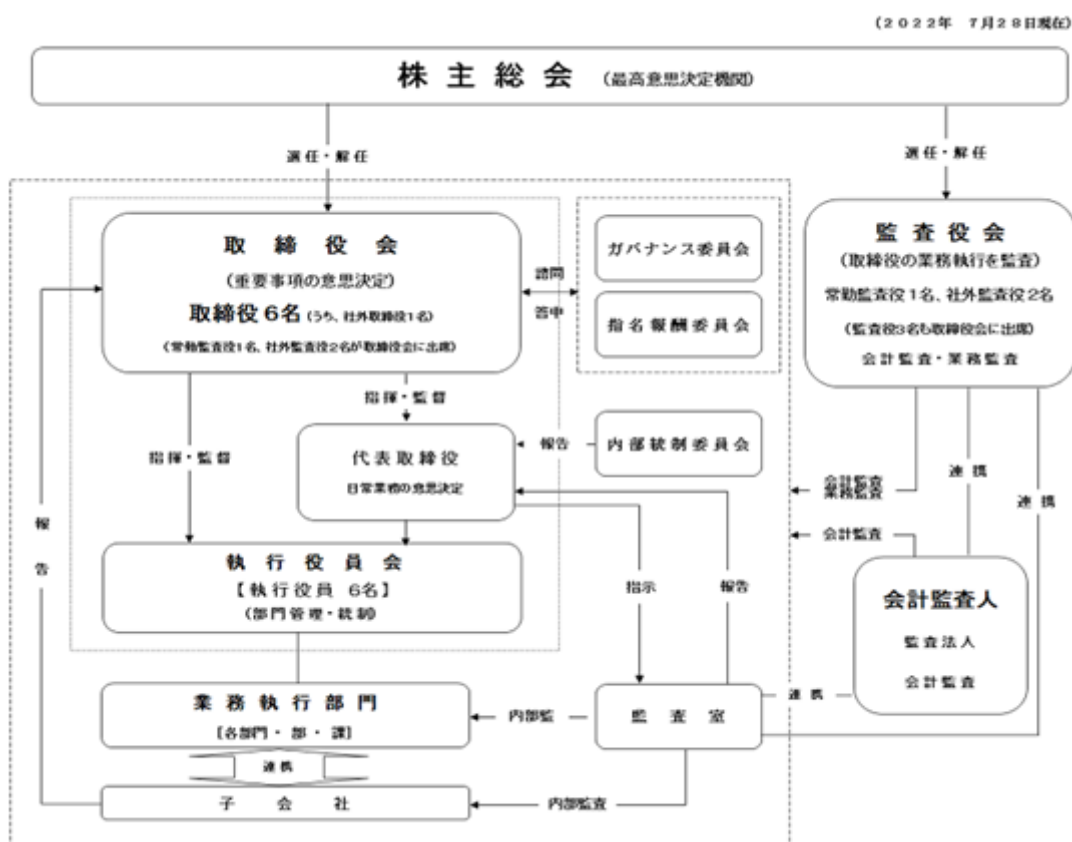
当社は、会社から独立した立場での意見の表明と経営の監視等を客観的に行うため、弁護士の他、企業経営者として豊富な経験を持った独立役員たる社外監査役2名を選任しております。

当該体制を採用することにより、社外の豊富な見識を取り入れることで、取締役の業務執行の監視を行うとともに、監査役監査を定期的実施することで経営監視の機能面においても十分にその機能を発揮するものとの考えから当該体制を採用しております。

また、企業統治体制の整備と強化を図るべく、2021年7月30日開催の「第33期 定時株主総会」において、社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号）に該当する社外取締役（会社法第2条第15号）2名（内、1名は2022年7月27日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって退任。）を選任いたしました。

今後も、社外取締役および社外監査役は、当社の経営に対し、会社から独立した立場での意見表明と監査を行うことによって、より適正な経営体制を推進する役割を担うものとの考えから当社は、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

図表) 業務執行・監査の仕組み、内部統制の仕組みの模式図



本有価証券報告書提出日現在において、グループを形成する子会社は存在していませんが、将来に向けた子会社設立等の可能性に鑑み、当社および子会社を対象とした当社グループとしてのコーポレート・ガバナンス体制について記載をしております。

3. 企業統治に関するその他の事項

内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの適切な構築と整備・運用が重要な経営課題であるとの認識から、2006年1月20日の経営会議において、内部統制システムの構築と整備に向けた「内部統制委員会」を設置いたしました。また、2006年5月19日に開催された取締役会において、内部統制システム構築に関する以下の基本方針を決定し、2020年6月29日開催の取締役会において、その一部を改定することを決議いたしました。

当社は、経営の有効性と効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの向上と確保等の観点から不都合が生じる恐れのある場合は、適時社長に報告する体制を整備する等、内部統制システムの最適化を図ることにより、適切な対策に当たらせるよう努めております。

イ. 職務執行の基本方針

当社グループは、行動ポリシーである「ビヨンド・イマジネーション」のもとに、当社グループに属する全ての取締役、監査役および使用人（使用人＝社員、嘱託社員、契約社員、その他の業務に従事するすべての者）が、「法令と社会倫理の遵守」を、企業活動を行う基本とする事を徹底する。

当社グループは、適正な業務執行のための体制を整備・運用することが重要な経営の責務であると認識し、係る内部統制システム体制について、社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に応じ不断の見直しを行い、その改善と充実を図る。

ロ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループが企業として存立を維持継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、法令と社会倫理の遵守を図るべく、当社の行動ポリシーである「ビヨンド・イマジネーション」のもとに「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するために以下の体制を整備する。

コンプライアンス全体に関する総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命し、所管の各部門を中心にコンプライアンス体制の整備、維持にあたる。

コンプライアンス担当役員は、企業の行動規範の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じて、法令と社会倫理の遵守について当社グループに属する全ての使用人に対し徹底を図る。

監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守について、違反行為等を認知した場合、取締役および使用人等の通報する「内部通報窓口」を設置する。

ハ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当社グループの取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を正確に記録・保存するために以下の体制を整備する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「取締役会規程」、および「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報についての所管の部門が文書又は電磁的媒体に情報を記録し整理・保存を行う。

取締役の職務の執行に係る情報については、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が閲覧、複写可能な状態にて整理・保存を行う。

監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

二．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にするために以下の体制を整備する。

日常における損失の危険等リスク全般の管理についての総括責任者として、取締役会においてリスク管理担当役員を任命し、各部門の担当役員とともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」、「与信管理規程」等を充実整備する。

経営に重大な影響を与えるリスクが発生又は発生が予測される場合は、代表取締役を対策本部長とし、リスク管理担当役員を副本部長とする「リスク対策本部」を設置するとともに、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームの組成を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限に止める体制を整備する。

監査室は、各部門におけるカテゴリー毎のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会又は経営会議に報告する体制を整備する。

ホ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループを取り巻く社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に対応した社会全体の将来ビジョンに対応するため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定し、経営計画を達成するために取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行を効率的に行うために以下の体制を整備する。

中期経営計画および単年度の経営計画に基づいた各部門の目標に対し、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう経営上において発生する重要課題等に対処するため、取締役会を毎月1回以上開催する他、常勤の役員は必要に応じて重要な意思決定に関して、迅速に情報の交換を行なう体制を構築することにより、取締役会が効率的な職務執行状況を相互に監督する体制を整備する。

各部門の担当役員は、経営計画に基づき担当部門として実行すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定し、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させる体制を整備する。

取締役は、法令と社会倫理を遵守し、経営目標の達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績について管理を行う体制を整備する。

ヘ．当社及び子会社からなる企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

当社は、「コンプライアンス・マニュアル」に従い、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うとともに、業務の適正を確保するための以下の体制を整備する。

取締役会は、毎月1回以上、グループ会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えるとともに、グループ会社間における重要課題等に対処するための連携体制を構築する。

取締役および監査役は、子会社の経営管理状況を客観的に把握するため、子会社が起案する稟議書、報告書等の重要文書に対する閲覧権を確保するとともに、子会社の取締役を始めとする役員および従業員との連携を通じた経営管理体制を整備する。

監査室は、子会社に対し定期的又は臨時に業務等の監査を行うことにより、カテゴリー毎のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会および監査役会に報告する体制を整備する。

ト．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の規模から当面監査役の職務を補助する使用人は置かない。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その要請に対応すべく以下の体制を整備する。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ必要に応じ、監査室要員を、監査役を補助すべき使用人として指名することが出来るものとする。

監査役がその職務の遂行のために指定する使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整備する。

監査役による当該使用人への指示に基づく活動に対し、実効性のある協力体制を整備する。

チ．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役および使用人が業務又は業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合の他、取締役会に付議すべき重要な事項と決定事項、その他重要な会議での決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、月次決算報告、その他必要な重要事項について、監査役に報告する体制を整備する。

リ．子会社の役員及び使用人が監査役に報告をするための体制

子会社の取締役および使用人が当該子会社、並びに当社グループ全体において、重大な影響のある決定事項等、または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合について、監査役に報告する体制を整備するとともに、当該事実の発生や恐れのある事象について、監査役への報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

ヌ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために以下の体制を整備する。

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等の重要な会議に出席するとともに、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求める。

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等を請求した場合は、当該請求に係る費用又は債務の発生が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の請求処理を実行する。

ル．反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うために以下の事項を遵守する体制を維持整備する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的勢力・団体等に対し、関係を一切持たない。

反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な妥協や解決をしない。

反社会的勢力とは、合法・非合法に係わらず、また名目の如何を問わず一切取引を行わない。

企業活動において、反社会的勢力を利用しない。

リスク管理体制の整備の状況

当社は、株主利益の観点から、経営管理体制として業務執行を監督する機能の分別化と強化を図るため、取締役会と監査役会が、経営者たる代表取締役および取締役を監視・監督するシステムを採用しており、株主総会が取締役および監査役を選任し、選任された取締役によって構成される取締役会は代表取締役を選任し、各取締役の職務の執行状況について互いに監督するとともに、監査役会は取締役および代表取締役の職務の執行を監査するダブルチェックの体制を採用しております。

当社の取締役会は、男性のみで構成された6名の取締役による取締役会を毎月1回開催し、重要事項の付議および業績等に関する報告を行うとともに、グループ会社である子会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えており、当該体制のもとに決定された経営上の重要な意思決定は、各執行役員により関係部門責任者に伝達されることで事業運営の迅速化および効率化並びに内部統制、事業リスク等への対応に取り組んでおります。

また、コーポレート・ガバナンス体制の充実および取締役会の実効性に関する分析・評価による監督機能の強化を図るため、また、取締役および執行役員の指名・報酬に係る評価・決定のプロセスの透明化および客観性を高めることを目的に、任意の委員会であるガバナンス委員会および指名報酬委員会を設置しております。有価証券報告書提出日現在、両委員会とも3名以上の取締役および執行役員で構成され、委員長を社外取締役としております。ガバナンス委員会は原則として年4回以上、指名報酬委員会は年1回以上開催し、取締役会の諮問機関として、ガバナンス委員会においては、ガバナンスおよび経営上の重要な事項に関する審議を行い、指名報酬委員会においては、取締役候補者の指名および取締役の解任、執行役員候補者の指名等を行い、取締役会はその答申を尊重することとしております。

さらに当社では、取締役会の他、各部門の現状把握や事業リスク等の情報が速やかに経営判断に活かされるよう、原則として毎月1回、各取締役および執行役員で構成される執行役員会を開催し、懸案事項に対する対策や対応状況等について、各取締役および執行役員が情報の共有化を図れる体制を整えております。

なお、当社といたしましては、現在男性取締役のみの取締役会構成となっており、リスク管理面や取締役会のダイバーシティー（多様性）確保の観点からも早急な対応が必要と認識しております。

今後、社内外を始めとした各方面より、当社のコーポレート・ガバナンス体制に合致した人材の確保に努めることで取締役会のダイバーシティーの確保を図ってまいります。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断し、断固として対決することを明文化した「コンプライアンス・マニュアル」を2006年9月に整備し、各種法令等の改正の都度改定作業を行い、すべての取締役、監査役および使用人が、公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するため、取締役、監査役および使用人に対して、「法令」、「定款」、「社内規程」等の遵守についてのコンプライアンス教育研修を実施しております。

また、反社会的勢力・団体に対する、対応部署を定め、管轄警察署をはじめ、関係機関が主催する連絡会等、その他外部の専門機関に加入し、指導を仰ぐとともに、講習への参加等を通じ情報収集・管理に努めております。

4. 会社のコーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取組みの最近1年間における実施状況

当社では、2006年5月19日に開催された取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針を決定し、法令と社会倫理の遵守を図るべく「内部統制委員会」を発足し、毎月1回取締役、常勤監査役および関係部門責任者の出席のもと、コンプライアンス事項に関係する情報の共有等を含め、啓蒙活動に努めてまいりました。

また、同委員会を中心に「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令改正等が行われる都度、改定作業を実施してまいりました。

「コンプライアンス・マニュアル」の改定等に伴い、最新の法令や遵守事項等について、すべての取締役、監査役および使用人がこれを周知し、公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するため、「内部統制委員会」を中心に教育研修を2021年6月から2022年4月にかけて実施し、「内部統制およびインサイダー取引」、「個人情報保護」について、研修会を実施してまいりました。

一方、「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守については、違反行為等のリスク情報の早期把握と従業員からの相談窓口として、「公益通報者保護法」制定の趣旨に則り、社外の弁護士を含めたコンプライアンスに関する報告・相談ルートを整備し、「内部通報窓口」の設置等により、コンプライアンスの遵守に向けた啓蒙活動を実施するとともに、社外役員である独立取締役および独立監査役の選任に際し、選定の基準となる「社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準（独立役員選任基準）」を制定いたしました。

5. 取締役の定数

当社の取締役は、6名以内とする旨を定款で定めております。

6. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。
また、取締役の選任決議については、累積投票によらない旨、定款で定めております。

7. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および各監査役とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の役員等（取締役、監査役、執行役員または会計監査人）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金および争訟費用等の損害が填補されることとなります。
ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、一定額に至らない損害の場合には填補の対象としないこととしております。

9. 株主総会決議事項を取締役会で決議することが出来る事項およびその理由

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、企業環境の変化に対応し機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするためであります。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。
このような定款の規定を設けた理由につきましては、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするためであります。

なお、2022年7月27日開催の第34期定時株主総会において、決算期変更に伴う定款一部変更について決議し、中間配当の基準日を4月30日（決算期変更の経過期間となる第35期事業年度は10月31日）といたしました。

取締役および監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の定める限度において免除することができる旨を定款で定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果しうる環境を整備することを目的とするためであります。

10. 株主総会の特別決議要件を変更した内容およびその理由

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

このような定款の規定を設けた理由につきましては、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするためであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 0名 (役員のうち女性の比率 0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 会長 CEO	永田 豊志	1966年1月19日生	2015年4月 株式会社ショーケース 取締役副社長 2015年10月 株式会社アンジー 取締役 就任 2016年3月 合同会社TRIPLEX 代表社員(現任) 2017年4月 株式会社インクルーズ 取締役 就任 2017年8月 株式会社Showcase Capital 代表取締役社長 就任 2019年1月 株式会社ショーケース 代表取締役社長(現任) 兼 内部監査室担当役員 2021年8月 株式会社ショーケース 代表取締役社長 兼 広告・メディア事業本部担当役員(現任) 2022年7月 当社 代表取締役会長CEO(現任)	(注)4	-
代表取締役 社長 COO	有馬 知英	1973年11月19日生	1996年10月 当社入社 2007年6月 当社 ネットワーク部 部長 2009年5月 当社 営業推進部 部長 2010年12月 当社 営業企画部 統括部長 2013年9月 当社 リユース統括部長 2014年9月 当社 リユース統括部長 兼 HKNT CO., LIMITED 董事 2014年11月 当社 第二営業本部長 2015年7月 当社取締役 執行役員 第二営業本部長 2015年11月 当社取締役 執行役員 リユース部門管掌 2016年1月 当社取締役 執行役員 リユース部門管掌 兼 グローバル営業部門管掌 2016年7月 当社取締役 執行役員 リユース営業部門管掌 2019年5月 当社取締役 執行役員 リユース営業本部長 2020年7月 当社常務取締役 執行役員 リユース営業本部長 2022年6月 一般社団法人リユースモバイル・ジャパン 理事長(現任) 2022年7月 当社 代表取締役社長COO(現任)	(注)3	9,200
取締役 CFO	平野井 順一	1976年1月9日生	2014年11月 ホームエネルギー・マネジメントサービス株式会社 取締役 就任 2016年10月 株式会社ソフトフロントホールディングス 入社 グループ業務推進室長 2017年7月 同社 執行役員財務担当 2017年9月 株式会社ソフトフロントマーケティング 取締役 就任 2018年4月 株式会社ソフトフロントジャパン 取締役 就任 2018年6月 デジタルポスト株式会社 取締役 就任 2018年6月 株式会社ソフトフロントホールディングス 取締役 就任 2018年10月 同社 代表取締役社長 就任 2019年6月 株式会社ショーケース 経理財務部長 2019年7月 同社 執行役員CFO 2019年7月 株式会社Showcase Capital 執行役員CFO 2020年3月 プラップノード株式会社 監査役 就任(現任) 2021年1月 株式会社ショーケース コーポレート本部本部長 2021年3月 同社 取締役CFO(現任) 兼 コーポレート本部担当役員 2022年4月 株式会社Showcase Capital 代表取締役 就任(現任) 2022年7月 当社 取締役CFO(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	高橋 卓	1968年7月10日生	2009年10月 株式会社ヒューマンラスト 取締役 就任 2017年10月 エールスペース株式会社 専務取締役 兼 COO 就任 2021年1月 CXO倶楽部株式会社 代表取締役 就任(現任) 2021年2月 株式会社ショーケース 顧問 就任(現任) 2022年7月 当社 取締役(現任)	(注)4	-
取締役	加藤 文也	1985年10月12日生	2009年4月 ばんせい証券株式会社 入社 2012年3月 株式会社CLOCK・ON 入社 2013年4月 株式会社CLOCK・COMMUNICATIONS 転籍 2015年5月 株式会社ショーケース 入社 WEB広告営業 2018年1月 同社 SaaS販売マネージャー 2019年1月 同社 広告・メディア事業本部 本部長(現任) 2022年7月 当社取締役(現任)	(注)4	-
取締役	帖佐 勇志	1977年8月9日生	2000年4月 株式会社レオパレス21 入社 2004年6月 ヤフー株式会社 入社 2013年4月 同社 コンシューマ事業カンパニー ヤフオク!事業本部 本部長 2014年6月 ブックオフコーポレーション株式会社 取締役執行役員 就任 2017年7月 株式会社オークファン 入社 執行役員 社長室 室長 就任 2017年12月 同社 取締役 就任 2018年2月 同社 取締役 副社長 経営管理部 部長 就任 2019年6月 株式会社LPN 取締役 就任 2021年7月 当社取締役(現任) 2022年6月 株式会社エーツー 経営企画部 執行役員(現任)	(注)2 (注)3	-
監査役 (常勤)	茶谷 喜晴	1960年12月12日生	1994年4月 当社入社 2000年4月 当社 経理部 部長 2000年6月 当社 経営企画部 部長 2007年7月 当社取締役 執行役員 経営企画部長 2010年5月 当社取締役 執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 2010年7月 当社執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 2013年7月 当社取締役 執行役員 管理本部長 兼 経営企画部長 2014年6月 当社取締役 執行役員 経理財務本部長 2014年9月 当社取締役 執行役員 経理財務本部長 兼 HKNT CO., LIMITED 董事長 2015年3月 当社取締役 執行役員 経理財務本部長 2015年11月 当社取締役 執行役員 経理財務部門管掌 兼 情報システム部門管掌 2016年7月 当社常勤監査役(現任)	(注)6	5,600
監査役	加藤 清和	1963年11月15日生	1990年10月 司法試験合格 1993年4月 弁護士登録(第45期) 梅田総合法律事務所入所 1999年1月 梅田総合法律事務所 パートナー弁護士 就任(現任) 2004年4月 関西大学大学院法務研究科 (法科大学院)非常勤講師 就任 2013年7月 当社監査役(現任)	(注)1 (注)5	-
監査役	安倉 史典	1954年3月25日生	1977年4月 東京芝浦電気株式会社(現 株式会社東芝) 入社 2004年4月 東芝コンシューママーケティング株式会社 転籍 2009年4月 東芝エルイトレーディング株式会社 入社 2012年5月 同社 代表取締役社長 就任 2014年5月 同社 顧問 就任 2015年6月 東芝コンシューママーケティング株式会社 常勤監査役 就任 2017年7月 当社監査役(現任)	(注)1 (注)5	-
			計		14,800

- (注) 1. 監査役加藤 清和氏および安倉 史典氏は、社外監査役であります。
2. 取締役帖佐 勇志氏は、社外取締役であります。
3. 取締役の任期は、2021年7月30日開催の第33期定時株主総会終結の時から2022年10月期に係る第35期定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役の任期は、2022年7月27日開催の第34期定時株主総会終結の時から2022年10月期に係る第35期定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2021年7月30日開催の第33期定時株主総会終結の時から2024年10月期に係る第37期定時株主総会終結の時までであります。
6. 監査役の任期は、2020年7月28日開催の第32期定時株主総会終結の時から2023年10月期に係る第36期定時株主総会終結の時までであります。
7. 当社では、取締役会の意思決定機能と業務執行者による業務執行機能を分離し、機動的かつ効率的な経営を行うとともに、コーポレート・ガバナンスを始めとする内部統制機能を充実・強化することを目的として、執行役員制度を導入しております。

なお、執行役員は6名で構成されております。

上席執行役員	コーポレート本部長	寺口 洋一
上席執行役員	リユース事業推進本部長	重富 崇史
執行役員	人事総務本部長	森永 博幸
執行役員	リユース営業本部長	堀 貴洋
執行役員	ショップ営業本部長	多田 一喜
執行役員	DX推進室長	大熊 祐太

社外役員の状況

当社におきましては、社外取締役1名および社外監査役2名を選任しております。

当社では、豊富な経験と深い見識を有し、かつ、独立性を有する者を独立役員とするために、2014年5月30日開催の取締役会において、金融商品取引所の定める独立役員に係る規程を準用し、「社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準（独立役員選任基準）」を制定いたしました。

また、2021年7月30日開催の「第33期 定時株主総会」において、社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号）に該当する社外取締役（会社法第2条第15号）2名（内、1名は2022年7月27日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって退任。）を選任いたしました。

社外監査役2名は、加藤 清和氏においては弁護士としての専門性を有していること、また安倉 史典氏においては経営者としての豊富な経験を有していることに加え、経営に対する客観的な中立性に鑑み、当社の社外監査役として適任であるとともに、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当しないことから独立役員として指定しております。

社外取締役帖佐 勇志氏は、株式会社エーツー執行役員（現任）に就任されており、また、社外監査役加藤 清和氏は、梅田総合法律事務所パートナー（現任）に就任しております。しかし、当社と社外取締役および社外監査役との間において、人的関係、資本的関係または取引関係、その他利害関係は一切ありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、独立した組織として社長直属の監査室を設置しており、監査室の人員は監査室長1名となっておりますが、監査役や会計監査人との連携のもとに、組織の最小単位である直営店およびこれらを管理統括する本部機能に対し計画的な監査を実施することにより、内部管理体制の継続的な改善に努めております。

監査役監査としましては、常勤監査役1名と独立性の高い独立役員たる社外監査役2名による計3名での監査体制を採用しており、社外監査役には弁護士としての専門性や経営者としての豊富な経験を有している要員を配し、取締役会への出席および直営店への臨店のほか、常勤監査役による重要な決裁文書の閲覧結果等について、監査役会を通じて相互に情報の共有化を諮りつつ、監査室および関係者からのヒアリング等を通じて、取締役の業務の執行状況、財産管理状況等について期中監査を行ったうえで、これらの情報を踏まえ期末の監査を実施しております。

また、会社法および金融商品取引法に基づく監査としましては、2022年4月期について、仰星監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けております。なお、2022年7月27日開催の第35期定時株主総会において、会計監査人選任の決議により、2022年10月期については、RSM清和監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受ける予定としております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

1. 監査役監査の組織、人員、手続き

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役1名と独立性の高い独立役員たる社外監査役2名を加えた計3名により監査役会を構成し、監査役監査を実施する体制を採用しております。

社外監査役の選定に際しては、当社の監査役選任に関する基本方針に基づき、法律に関する高度な専門性や、会計に関する相当程度の知見に加え、経営者として企業経営に関する高い見識を有することを基軸として候補者を選定し、経営に対し常に客観的かつ中立的な観点に沿って監査が実施できる体制を整えております。

監査活動において社外監査役は、取締役会への出席および直営店への臨店の他、常勤監査役による重要な決裁文書の閲覧結果等について、監査役会を通じて相互に情報の共有化を諮りつつ、監査室および関係者からのヒアリング等を通じて、取締役の業務の執行状況、財産管理の状況等についての期中監査を行い、これらの情報を踏まえ期末の監査を実施しております。

3名の監査役は、毎月開催される監査役会および取締役会に参加する他、常勤監査役は執行役員会等の業務執行に直接関係する重要会議に参加しており、取締役と同様の情報に基づいた監査が実施できる環境となっている他、各監査役は代表取締役社長と定期的な会合を持つことにより、監査役自らが業務の執行状況を直接把握する体制を整えております。

また、各監査役は、会計監査人より会計監査の結果を聴取し、監査の充実を図るとともに、四半期末および事業年度末の他、必要に応じて会計監査人に対し、業務上や会計上の意見や情報について報告を求めるとともに、一方、社内においては独立した組織として社長直属の監査室を設置し、組織の最小単位である直営店およびこれらを管理統括する本部機能に対し、計画的な監査を実施することで内部管理体制の継続的な改善に努めており、監査役と監査室との緊密な連携を保つことにより監査役監査の実効性の確保が出来る体制を整えております。

なお、監査役3名のうち常勤監査役である茶谷喜晴は、経理および財務部門での経験が10年以上に渡り経験が豊富であり、会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、監査役加藤清和は弁護士の資格を有しており、その職業倫理の観点より経営監視を実施することで、リスクマネジメントおよびコンプライアンスの観点において、当社の企業倫理確立の為の体制づくりに寄与しております。

2. 監査役及び監査役会の活動状況等

イ. 監査役会の開催頻度及び活動状況

監査役会は、毎月1回開催される他、必要に応じて随時招集され、当事業年度における監査役会は合計「15回」開催されております。

また、一回当たりの所要時間は「約30分から1時間」程度であり、各監査役の出席状況等については以下のとおりであり、年間を通じて次の様な決議、報告等がなされております。

監査役会の開催回数等

氏名	開催回数	出席回数	出席率 (%)
常勤監査役 茶谷 喜晴	15回	15回	100.0
監査役 加藤 清和	15回	15回	100.0
監査役 安倉 史典	15回	15回	100.0

決議事項：11件

- ・2022年4月期「第34期」会計監査人の選任、解任、不再任に関する審議の件
- ・監査役候補者（社内監査役）の選任議案に関する審議の件
- ・2021年4月期「第33期」事業年度の監査役会監査報告書の件
- ・2021年4月期「第33期」定時株主総会議案および参考書類監査の件
- ・2022年4月期「第34期」事業年度の監査役監査方針および監査計画案の承認の件
- ・株式会社ショーケースを対象とした第三者割当増資に関する監査役、監査役会意見の件
- ・他、5件

報告事項：58件

- ・ 四半期毎の内部通報制度の整備・運用状況調査に関する監査報告
- ・ 四半期毎の契約書、稟議書、重要文書等の情報管理に関する監査報告
- ・ 四半期毎の監査役による四半期報告書、四半期決算短信等の開示文書監査に関する報告
- ・ 事業年度の内部統制システム構築の基本方針に基づく整備・運用状況に関する監査報告
- ・ 四半期毎の会計監査人による決算レビュー報告
- ・ 不正リスク予防、法令順守体制に関する監査報告
- ・ 2022年4月期「第34期」損失危機管理体制の整備・運用状況に関する監査報告の件
- ・ 他、39件

ロ．監査役の主な活動状況

監査役は、取締役会に出席し、議事運営や決議の内容を監査し、必要に応じて意見の表明を行っており、当事業年度における取締役会の開催回数は合計「18回」開催され、各監査役の出席状況等については、以下のとおりであります。

また、常勤監査役は執行役員会等の業務執行に直接関係する重要会議に参加しており、取締役と同様の情報に基づいた監査が実施できる環境となっている他、各監査役は代表取締役社長と定期的な会合を持つことにより、監査役自らが業務の執行状況を直接把握する他、会計監査人による会計監査の結果について、四半期末および事業年度末の他、必要に応じ業務上や会計上の意見等について報告を求めています。

取締役会への出席状況等

氏名	開催回数	出席回数	出席率 (%)
常勤監査役 茶谷 喜晴	18回	18回	100.0
監査役 加藤 清和	18回	18回	100.0
監査役 安倉 史典	18回	18回	100.0

会計監査人による報告会への出席状況等

氏名	開催回数	出席回数	出席率 (%)
常勤監査役 茶谷 喜晴	4回	4回	100.0
監査役 加藤 清和	4回	4回	100.0
監査役 安倉 史典	4回	4回	100.0

内部監査の状況

当社の内部監査は、独立した組織として社長直属の監査室を設置しており、監査室の人員は監査室長1名となっておりますが、監査役や会計監査人との連携のもとに、組織の最小単位である直営店およびこれらを管理統括する本部機能に対し計画的な監査を実施することにより、内部管理体制の継続的な改善に努めています。

会計監査の状況

a．監査法人の名称

仰 星 監 査 法 人

b．継続監査期間

11年間

c．業務を執行した公認会計士

原 伸 夫

小 川 聡

d．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、会計士試験合格者2名、その他2名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、適切な会計監査が遂行されるよう、以下の項目等を総合的に検討した上で会計監査人を選定しており、当事業年度において仰星監査法人を再任しております。

- ・ 監査法人の品質に問題はないか
- ・ 会社法第340条第1項に該当しないか
- ・ 独立性が保持されているか
- ・ 監査チームの編成、監査遂行状況、経営者との関係等が適正であるか
- ・ 監査報酬が適正水準であるか

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行の適切性、妥当性を考慮し、その遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。なお、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役および監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価および選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、評価項目別に会計監査人の職務遂行状況を確認し、総合的に検討した結果、仰星監査法人による監査が適切であると評価し、再任を決定しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
18,000	-	18,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定に係る方針は、定めておりません。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

代表取締役および業務執行者が提案した監査公認会計士等に対する報酬に対して、当社の監査役会は、監査公認会計士等の報酬見積り相性の相当性が適切であるかどうかについて、監査公認会計士等の監査計画の内容、業務執行者からの説明聴取および業務執行手続きの確認に基づいて必要な検証を行ったうえで、監査公認会計士等の報酬等の額について同意の判断をしております。

f. 本有価証券報告書提出日現在における監査公認会計士等の異動について

当社の会計監査人である仰星監査法人は、2022年7月27日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりました。

仰星監査法人は、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えておりますが、一方で当社は、2022年2月14日に株式会社ショーケースへの第三者割当増資により株式会社ショーケースの連結子会社となりました。

これを踏まえ、親会社である株式会社ショーケースと会計監査人を統一することで、一元的な連結監査体制の確保、並びに当社の監査効率化や内部管理体制のより一層の強化に資するものと考え、また、会計監査人の異動により新たな視点の監査が期待できることに加え、会計監査人の専門性、独立性、適切性、品質管理体制及び監査報酬の水準等について総合的に検討を行った結果、当社の会計監査人としてRSM清和監査法人を選任いたしました。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年7月26日開催の第19期定時株主総会において年額1億4,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名であります。

また、上記金銭報酬の範囲内で、2021年7月30日開催の第33期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役2名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、2004年7月29日開催の第16期定時株主総会において年額15百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。

b. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年7月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針の内容の概要は次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして十分な報酬体系とし、取締役の個人別の報酬の決定については、役位、職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と役員退職慰労金及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて総合的に勘案して決定するものとする。

3. 報酬等の割合に関する方針

報酬は、固定の金銭報酬と役員退職慰労金である金銭報酬で構成する。

4. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は、任期中において決定された報酬額を毎月に分けて月例の固定金銭報酬として支払う。また、退職慰労金は、退職時に金銭報酬として支給する。

5. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の報酬等の額については、指名報酬委員会の答申を受け、取締役会の決議により、決定権限を代表取締役社長 岡田俊哉に委任する。

当該権限を委任した理由は、当社では、業務執行の最高責任者を社長に一元化する体制をとっており、各取締役の評価を最終的に決定するにあたっては、代表取締役社長の任にある同氏が最も適切であると考えたことによるものである。

役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	72,918	62,325	10,593	2,199	4
監査役 (社外監査役を除く)	10,272	9,000	1,272	-	1
社外役員	7,380	7,380	-	-	5

- (注) 1. 社外役員の報酬等の総額には、2021年7月30日開催の第33期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の役員の員数は、取締役(社外取締役を除く)4名、監査役(社外監査役を除く)1名、および社外役員4名(内、社外取締役2名、社外監査役2名)であります。
2. 取締役(社外取締役を除く)に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、固定報酬2,199千円であります。
3. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

役員毎の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式の区分について、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づき作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2021年5月1日から2022年4月30日まで）の財務諸表について仰星監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は、子会社が存在しないため、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年4月30日)	当事業年度 (2022年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	541,517	1,104,956
売掛金	209,562	288,065
商品	319,820	358,716
貯蔵品	2,308	827
前払費用	17,217	24,717
未収入金	2,037	841
その他	365	69
流動資産合計	1,092,829	1,778,195
固定資産		
有形固定資産		
建物	88,969	70,113
減価償却累計額	61,509	48,200
建物(純額)	27,460	21,912
工具、器具及び備品	74,788	68,323
減価償却累計額	67,748	63,771
工具、器具及び備品(純額)	7,040	4,551
リース資産	4,284	945
減価償却累計額	3,822	787
リース資産(純額)	462	157
レンタル資産	3,203	8,569
減価償却累計額	1,328	5,163
レンタル資産(純額)	1,874	3,405
有形固定資産合計	36,837	30,026
無形固定資産		
ソフトウェア	4,740	3,579
電話加入権	5,698	5,698
無形固定資産合計	10,438	9,278
投資その他の資産		
出資金	160	160
長期貸付金	9,844	8,560
破産更生債権等	1,001	1,001
長期前払費用	813	521
差入保証金	60,885	61,400
繰延税金資産	20,707	-
貸倒引当金	1,001	1,001
投資その他の資産合計	92,410	70,641
固定資産合計	139,685	109,946
資産合計	1,232,515	1,888,142

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年4月30日)	当事業年度 (2022年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	90,224	99,151
短期借入金	200,000	-
1年内返済予定の長期借入金	26,664	53,328
リース債務	544	408
未払金	66,668	134,131
未払費用	24,192	26,090
未払法人税等	7,476	8,067
未払消費税等	5,225	225
預り金	18,324	14,964
賞与引当金	10,050	18,900
短期解約返戻引当金	279	1,696
資産除去債務	-	8,426
その他	1,830	1,461
流動負債合計	451,481	366,851
固定負債		
長期借入金	13,332	133,340
リース債務	408	-
繰延税金負債	-	842
役員退職慰労引当金	20,517	32,382
退職給付引当金	32,298	32,129
資産除去債務	14,396	11,824
固定負債合計	80,952	210,519
負債合計	532,433	577,370
純資産の部		
株主資本		
資本金	634,728	1,054,323
資本剰余金		
資本準備金	304,925	724,520
資本剰余金合計	304,925	724,520
利益剰余金		
利益準備金	31,627	31,627
その他利益剰余金		
別途積立金	390,000	390,000
繰越利益剰余金	661,199	889,689
利益剰余金合計	239,572	468,062
自己株式	-	9
株主資本合計	700,081	1,310,771
純資産合計	700,081	1,310,771
負債純資産合計	1,232,515	1,888,142

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	当事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)
売上高		
商品売上高	5,151,976	4,909,189
受取手数料	542,401	548,249
売上高合計	5,694,377	5,457,439
売上原価		
期首販売用電話加入権及び商品棚卸高	144,372	319,820
当期販売用電話加入権及び商品仕入高	5,026,883	4,727,630
合計	5,171,255	5,047,450
期末販売用電話加入権及び商品棚卸高	319,820	358,716
差引売上原価	4,851,435	4,688,734
その他の原価	8,842	18,641
売上原価合計	4,860,277	4,707,376
売上総利益	834,100	750,063
販売費及び一般管理費		
役員報酬	57,192	78,705
給与手当	303,821	326,758
賞与引当金繰入額	10,050	18,900
役員退職慰労引当金繰入額	8,781	11,865
退職給付費用	9,645	11,374
法定福利費	54,969	61,182
雑給	28,022	5,287
広告宣伝費	5,197	6,521
地代家賃	79,766	87,141
リース料	8,041	10,106
旅費及び交通費	17,298	20,731
通信費	14,637	13,932
販売促進費	12,754	40,160
減価償却費	13,582	8,817
その他	126,674	156,054
販売費及び一般管理費合計	750,435	857,542
営業利益又は営業損失()	83,664	107,478

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	当事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)
営業外収益		
受取利息	4	6
受取手数料	69	-
物品売却益	-	310
為替差益	67	4,555
その他	148	167
営業外収益合計	289	5,039
営業外費用		
支払利息	7,018	5,647
物品売却損	1,562	-
棚卸資産除却損	1,377	2,892
株式交付費	-	9,218
その他	206	1,434
営業外費用合計	10,165	19,193
経常利益又は経常損失()	73,787	121,632
特別利益		
受取賠償金	2,350	1,800
主要株主株式短期売買利益返還益	-	18,459
特別利益合計	2,350	20,259
特別損失		
固定資産除却損	2,593	2,0
減損損失	3,23,213	3,1,687
支払手数料	-	85,378
その他	-	13,799
特別損失合計	23,806	100,865
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	52,332	202,238
法人税、住民税及び事業税	8,627	4,702
法人税等調整額	21,453	21,549
法人税等合計	12,825	26,251
当期純利益又は当期純損失()	65,158	228,490

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	634,728	304,925	304,925	31,627	390,000	726,357	304,730	634,923	634,923
当期変動額									
当期純利益						65,158	65,158	65,158	65,158
当期変動額合計	-	-	-	-	-	65,158	65,158	65,158	65,158
当期末残高	634,728	304,925	304,925	31,627	390,000	661,199	239,572	700,081	700,081

当事業年度（自 2021年5月1日 至 2022年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	自己株式		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	634,728	304,925	304,925	31,627	390,000	661,199	239,572	-	700,081	700,081
当期変動額										
新株の発行	419,595	419,595	419,595						839,190	839,190
当期純損失（ ）						228,490	228,490		228,490	228,490
自己株式の取得								9	9	9
当期変動額合計	419,595	419,595	419,595	-	-	228,490	228,490	9	610,689	610,689
当期末残高	1,054,323	724,520	724,520	31,627	390,000	889,689	468,062	9	1,310,771	1,310,771

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	当事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	52,332	202,238
減価償却費	13,582	8,817
減損損失	23,213	1,687
固定資産除却損	593	0
為替差損益(は益)	67	4,555
賞与引当金の増減額(は減少)	1,590	8,850
株式報酬費用	-	2,199
短期解約返戻引当金の増減額(は減少)	18	1,416
貸倒引当金の増減額(は減少)	48,622	-
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	8,781	11,865
退職給付引当金の増減額(は減少)	3,766	168
受取利息	4	6
支払利息及び社債利息	7,018	5,647
棚卸資産除却損	1,377	2,892
物品売却益	-	310
物品売却損	1,562	-
受取賠償金	2,350	1,800
支払手数料	-	85,378
主要株主株式短期売買利益返還益(は益)	-	18,459
売上債権の増減額(は増加)	73,653	78,503
棚卸資産の増減額(は増加)	175,837	40,315
仕入債務の増減額(は減少)	31,801	8,926
未払金の増減額(は減少)	51,485	64,205
未払消費税等の増減額(は減少)	10,705	5,000
その他	58,153	16,173
小計	55,965	133,297
利息の受取額	4	6
利息の支払額	6,918	5,687
法人税等の支払額	16,072	3,045
賠償金の受取額	2,350	1,800
手数料の支払額	-	85,378
主要株主株式短期売買利益返還益の受取額	-	18,459
営業活動によるキャッシュ・フロー	76,601	207,143
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	20,521	930
貸付金の回収による収入	1,284	1,284
差入保証金の差入による支出	2,172	890
差入保証金の回収による収入	34,029	375
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,619	161
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	130,000	200,000
長期借入れによる収入	-	200,000
長期借入金の返済による支出	26,664	53,328
リース債務の返済による支出	711	544
株式の発行による収入	-	820,071
自己株式の取得による支出	-	9
財務活動によるキャッシュ・フロー	102,624	766,188
現金及び現金同等物に係る換算差額	67	4,555
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	38,709	563,438
現金及び現金同等物の期首残高	502,807	541,517
現金及び現金同等物の期末残高	541,517	1,104,956

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準および評価方法

(1) 商品

原則として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、並びにレンタル資産については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～18年
工具、器具及び備品	3年～15年
レンタル資産	2年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 短期解約返戻引当金

携帯電話契約者の短期解約に伴い移動体通信事業者等に対して返金する受取手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づく見込額を引当計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) リユース関連事業

リユース関連事業においては、主にリユースモバイル端末の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客に商品を引渡した時点で収益を認識しております。

(2) 移動体通信関連事業

移動体通信関連事業においては、移動体通信端末機器の販売及びその附帯サービス全般を提供することにより、顧客及び代理店契約を締結している移動体通信事業者及び一次代理店より対価及び手数料収入を受領しております。移動体通信端末機器の販売については、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しており、また、附帯サービス全般については、サービスを提供した時点または期間において移動体通信事業者及び一次代理店からの情報に基づき収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資であります。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額 21,716千円
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のものおよび将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、会社の分類に応じて、将来獲得し得る課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計方針の変更による影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計基準を、将来にわたって適用することとしております。

当該会計方針の変更による影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社では、会計上の見積りについて、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症については、一時期の世界的大流行からは落ち着きつつあるものの、依然として収束の見通しはたたない状況であり、また、今後再拡大する可能性もある等、経済活動に制限を受けるリスクは依然として継続しております。当社は、社内外への感染被害抑止と従業員の安全確保の観点から、従業員へのワクチン接種の推奨、テレワークや時差出勤等を導入しており、専門ショップにおいては各移動体通信事業者の指導にともない、適切な感染対策を実施したうえで運営を継続しております。

しかしながら、流行の長期化や感染の再拡大における緊急事態宣言の再発令等があった場合、リユース関連事業においては、取引先への営業活動が制限され、リユースモバイル端末の調達および販売が減少することによって売上、収益ともに減少する可能性があります。また、移動体通信関連事業においては、移動体通信事業者の方針に基づき、店舗運営に制限を受け、時短営業や休業といった制限を受ける場合があり、当社の業績に影響をおよぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症による当社事業への影響については、事業部門によってその影響や程度が異なるものと認識しております。リユース関連事業においては、政府や自治体の要請によって営業活動の自粛や取引先の活動自粛等が発生することから、営業収益が減少する可能性があると考えております。また、移動体通信関連事業においては、ショップの来店数の減少や外販イベントの延期等によって営業収益が減少する可能性があると考えております。

しかしながら、現在のところ当社の事業に重要な影響は発生していないことから、今後当社の事業に与える影響が著しく大きくなることはない判断しております。

(貸借対照表関係)

1 その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (2022年4月)
契約負債	1,460千円

2 貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。貸出コミットメントライン契約に基づく事業年度末の貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年4月)	当事業年度 (2022年4月)
貸出コミットメントライン契約の総額	400,000千円	400,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	400,000千円	400,000千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年 5月 1日 至 2021年 4月30日)	当事業年度 (自 2021年 5月 1日 至 2022年 4月30日)
工具、器具及び備品	593千円	0千円

3 減損損失

前事業年度（自 2020年 5月 1日 至 2021年 4月30日）

当事業年度において、以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
関西圏 2店舗	専門ショップ	建物、工具、器具及び備品 およびリース資産

当社は、店舗ごとに資産をグルーピングしております。

2店舗につきましては、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスであり、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗について、回収可能価額をゼロとし、帳簿価額全額23,213千円を減損損失に計上しております。

なお、減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物	21,258千円
工具、器具及び備品	1,723千円
リース資産	231千円

当事業年度（自 2021年 5月 1日 至 2022年 4月30日）

当事業年度において、以下の資産グループについて、減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
東京本社	事務所	建物、工具、器具及び備品 およびリース資産

当社は、事務所および店舗ごとに資産をグルーピングしております。

当事業年度において、東京本社移転計画完了後に、除却の意思決定をした共用資産について、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値を0円としております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物	1,449千円
工具、器具及び備品	185千円
リース資産	52千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,409,000	-	-	3,409,000
合計	3,409,000	-	-	3,409,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	3,409,000	2,332,500	-	5,741,500
合計	3,409,000	2,332,500	-	5,741,500
自己株式				
普通株式(注)2	-	20	-	20
合計	-	20	-	20

(注)1. 普通株式の発行済株式の増加2,332,500株は、第三者割当による2,310,000株の新株発行の実施、および譲渡制限付株式報酬としての22,500株の新株発行によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加20株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	当事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)
現金及び預金勘定	541,517千円	1,104,956千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	541,517	1,104,956

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

有形固定資産

店舗及び事務所の複合機(工具、器具及び備品)であります。

2. リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法 (3) リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等元本保証のものに限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。信用リスクの管理は与信管理規程や販売管理規程に基づき取引相手ごとに期日および残高を管理しております。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金並びに未払金、預り金および未払法人税等は全て短期間の支払期日であります。

借入金は運転資金および設備投資に必要な資金の調達を目的にしたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については販売管理規程に従い、各営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。また、債権会議により取引先ごとに債権の期日および残高状況の報告を求め、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(金利の変動リスク)の管理

銀行借入については、固定金利もしくは日本円TIBORに連動したものとなっております。経理財務部で金利の変動をモニタリングし、金利の上昇局面では固定金利条件の借入、金利の下降局面では借換等を行うことで、金利の変動に係るリスクを低減しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年4月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 破産更生債権等	1,001		
貸倒引当金(*2)	1,001		
	-	-	-
(2) 長期貸付金	9,844	9,843	0
(3) 差入保証金	60,885	61,136	250
資産計	70,729	70,980	250
(4) 長期借入金(*3)	39,996	39,564	431
負債計	39,996	39,564	431

(*1) 「現金及び預金」については、現金は、注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、預り金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

(*2) 破産更生債権等に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当事業年度（2022年4月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 破産更生債権等	1,001		
貸倒引当金(*2)	1,001		
	-	-	-
(2) 長期貸付金	8,560	8,533	26
(3) 差入保証金	61,400	61,487	86
資産計	69,960	70,020	60
(4) 長期借入金(*3)	186,668	185,476	1,191
負債計	186,668	185,476	1,191

(*1) 「現金及び預金」については、現金は、注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、預り金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

(*2) 破産更生債権等に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

a. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2021年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	541,517	-	-	-
売掛金	209,562	-	-	-
未収入金	2,037	-	-	-
長期貸付金	1,284	5,136	3,424	-
合計	754,401	5,136	3,424	-

(注) 破産更生債権等及び差入保証金については、償還予定時期を合理的に判断することが困難なため、記載を省略しております。

当事業年度(2022年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,104,956	-	-	-
売掛金	288,065	-	-	-
未収入金	841	-	-	-
長期貸付金	1,284	5,136	2,140	-
合計	1,395,147	5,136	2,140	-

(注) 破産更生債権等及び差入保証金については、償還予定時期を合理的に判断することが困難なため、記載を省略しております。

b. 社債、短期借入金および長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2021年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	-	-	-	-	-
長期借入金	26,664	13,332	-	-	-	-
合計	226,664	13,332	-	-	-	-

当事業年度(2022年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	-	-	-	-	-	-
長期借入金	53,328	39,996	39,996	39,996	13,352	-
合計	53,328	39,996	39,996	39,996	13,352	-

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算出した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年4月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年4月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
破産更生債権等	-	1,001	-	1,001
貸倒引当金	-	1,001	-	1,001
	-	-	-	-
長期貸付金	-	8,533	-	8,533
差入保証金	-	61,487	-	61,487
資産計	-	70,020	-	70,020
長期借入金	-	185,476	-	185,476
負債計	-	185,476	-	185,476

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

破産更生債権、貸倒引当金

破産更生債権等については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、当該価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

長期貸付金、差入保証金

これらの時価については、契約先ごとにその将来のキャッシュ・フローを、国債の調達利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりレベル2に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度と、確定拠出年金制度を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計上しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)
退職給付引当金の期首残高	28,532千円	32,298千円
退職給付費用	3,959	5,400
退職給付の支払額	193	5,569
退職給付引当金の期末残高	32,298	32,129

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(2021年4月30日)	(2022年4月30日)
非積立型制度の退職給付債務	32,298千円	32,129千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,298	32,129
退職給付引当金	32,298	32,129
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,298	32,129

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 3,959千円 当事業年度 5,400千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 5,686千円、当事業年度 5,894千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年 4月30日)	当事業年度 (2022年 4月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,158千円	2,218千円
賞与引当金	3,061千円	5,779千円
棚卸資産	89千円	884千円
未払費用	584千円	1,147千円
期末未払賞与	4,214千円	- 千円
短期解約返戻引当金	85千円	518千円
貸倒引当金	305千円	306千円
退職給付引当金	9,838千円	9,825千円
役員退職慰労引当金	6,249千円	9,902千円
固定資産	11,167千円	10,579千円
資産除去債務	4,385千円	6,192千円
繰越欠損金 (注)	112,671千円	152,344千円
その他	- 千円	672千円
小計	153,810千円	200,372千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	101,227千円	152,344千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	30,866千円	48,028千円
評価性引当額小計	132,094千円	200,372千円
繰延税金資産合計	21,716千円	- 千円
繰延税金負債		
資産除去債務	1,009千円	842千円
繰延税金負債合計	1,009千円	842千円
繰延税金資産の純額 (は負債)	20,707千円	842千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2021年 4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (1)	15,184	-	24,244	-	20,467	52,775	112,671
評価性引当額	3,740	-	24,244	-	20,467	52,775	101,227
繰延税金資産	11,444	-	-	-	-	-	11,444 (2)

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金112,671千円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産11,444千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度（2022年4月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損 金（1）	-	24,340	-	20,549	32,741	74,714	152,344
評価性引当額	-	24,340	-	20,549	32,741	74,714	152,344
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年4月30日)	当事業年度 (2022年4月30日)
法定実効税率 (調整)	30.5%	税引前当期純損失であるため記 載を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	
住民税均等割等	2.9	
評価性引当額の増減	75.5	
繰越欠損金の繰越期限切れ	17.1	
その他	0.4	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.0	

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

事務所及び店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から14年と見積り、割引率は0.299%～1.776%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	当事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)
期首残高	12,847千円	14,396千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,413	-
移転に伴う差額調整額	-	5,716
時の経過による調整額	135	138
期末残高	14,396	20,250

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント	合計
	情報通信関連事業	
リソース関連事業	4,138,203	4,138,203
移動体通信関連事業	1,297,040	1,297,040
その他の事業	22,196	22,196
顧客との契約から生じる収益	5,457,439	5,457,439
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	5,457,439	5,457,439

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

契約負債(期首残高)	1,830
契約負債(期末残高)	1,460

契約負債は、法人向けスマートフォンレンタルサービスにかかる顧客から受け取った前受金に関するものであります。貸借対照表上、契約負債は「流動負債」の「その他」に計上しています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、情報通信関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位:千円)

	リコース 事業	移動体通信 関連事業	その他の 事業	合計
外部顧客への 売上高	4,367,267	1,316,133	10,977	5,694,377

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
株式会社オプテージ	1,890,183	情報通信関連
エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社	922,988	情報通信関連
兼松コミュニケーションズ株式会社	606,795	情報通信関連

当事業年度(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位:千円)

	リコース 事業	移動体通信 関連事業	その他の 事業	合計
外部顧客への 売上高	4,138,203	1,297,040	22,196	5,457,439

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
株式会社オプテージ	1,802,261	情報通信関連
株式会社インターネットイニシアティブ	707,362	情報通信関連
エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社	690,293	情報通信関連
兼松コミュニケーションズ株式会社	675,564	情報通信関連
ITXコミュニケーションズ株式会社	565,485	情報通信関連

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、情報通信関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	兼松コミュニケーションズ株	東京都渋谷区	1,425	移動体通信機器及び関連機器の販売 国内外向けソリューションサービス	(被所有) 直接 13.49	業務委託 商品の売買	業務委託	563,918	売掛金	55,605
							商品の販売	42,876	売掛金	3,384
							商品の仕入	416,157	買掛金	43,877
							通話料等の回収、送金 (注)2	77,410	預り金	7,024

(注) 1. 市場価格の動向や他社との取引条件等を勘案の上、交渉により決定しております。

2. 当社は、利用者から通話料等の回収を行い、当該会社へ送金した金額を取引金額に記載しております。

当事業年度（自 2021年5月1日 至 2022年4月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	兼松コミュニケーションズ株	東京都渋谷区	1,425	移動体通信機器及び関連機器の販売 国内外向けソリューションサービス	(被所有) 直接 8.01	業務委託 商品の売買	業務委託	536,421	売掛金	63,990
							商品の販売	139,142	売掛金	21,110
							商品の仕入	423,566	買掛金	44,598
							通話料等の回収、送金 (注)2	63,897	預り金	4,970

(注) 1. 市場価格の動向や他社との取引条件等を勘案の上、交渉により決定しております。

2. 当社は、利用者から通話料等の回収を行い、当該会社へ送金した金額を取引金額に記載しております。

3. 兼松コミュニケーションズ株式会社は、2022年2月14日に実施した第三者割当による新株式発行により、議決権の所有割合が8.01%になりました。当該事象により、兼松コミュニケーションズ株式会社は当社の主要株主から外れ、関連当事者に該当しなくなりました。なお、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を、期末残高は関連当事者に該当しなくなった時点での残高を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社ショーケース（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	当事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)
1株当たり純資産額	205.36円	228.30円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()	19.11円	57.10円

(注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	当事業年度 (自 2021年5月1日 至 2022年4月30日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額()		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	65,158	228,490
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額()(千円)	65,158	228,490
期中平均株式数(株)	3,409,000	4,001,481

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	88,969	-	18,856 (1,449)	70,113	48,200	4,097	21,912
工具、器具及び備品	74,788	631	7,097 (185)	68,323	63,771	2,935	4,551
リース資産	10,548	-	9,603 (52)	945	787	252	157
レンタル資産	3,203	23,886	18,520	8,569	5,163	10,243	3,405
有形固定資産計	177,509	24,518	54,077 (1,687)	147,950	117,924	17,529	30,026
無形固定資産							
ソフトウェア	4,740	-	1,160	3,579	-	1,160	3,579
電話加入権	5,698	-	-	5,698	-	-	5,698
無形固定資産計	10,438	-	1,160	9,278	-	1,160	9,278
長期前払費用	813	80	371	521	-	371	521

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額および当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

レンタル資産	増加額(千円)	レンタル機器の取得による増加	(取得)	23,886
レンタル資産	減少額(千円)	レンタル機器の売却による減少	(減少)	18,520

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	26,664	53,328	1.025	-
1年以内に返済予定のリース債務	544	408	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	13,332	133,340	0.875	2026年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	408	-	-	-
合計	240,949	187,076	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	39,996	39,996	39,996	13,352

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,001	-	-	-	1,001
賞与引当金	10,050	18,900	10,050	-	18,900
短期解約返戻引当金	279	1,696	279	-	1,696
役員退職慰労引当金	20,517	11,865	-	-	32,382

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,284
預金	
当座預金	36,498
普通預金	1,067,132
郵便貯金	40
小計	1,103,671
合計	1,104,956

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
兼松コミュニケーションズ株式会社	85,101
エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社	76,847
ITXコミュニケーションズ株式会社	64,067
株式会社インターネットイニシアティブ	27,571
その他	34,478
合計	288,065

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期末残高 (千円)	当期末発生高 (千円)	当期末回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
209,562	3,394,379	3,315,875	288,065	92.0	26.8

(注) 当期末発生高には、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品

区分	金額(千円)
販売用携帯電話	122,047
販売用中古携帯電話	227,156
販売用その他商品	8,153
販売用部品	62
その他	1,296
合計	358,716

貯蔵品

区分	金額(千円)
ギフトカード類	195
郵便切手・収入印紙	36
その他	595
合計	827

差入保証金

相手先	金額(千円)
ジャパンリアルエステイト	18,590
ソフトバンク株式会社	10,000
株式会社志津屋	10,000
株式会社三菱地所プロパティマネジメント	7,053
森竹不動産	6,593
その他	9,162
合計	61,400

買掛金

相手先	金額(千円)
ITXコミュニケーションズ株式会社	55,037
兼松コミュニケーションズ株式会社	44,598
その他	485
合計	99,151

未払金

相手先	金額(千円)
ユーシーカード株式会社	61,979
三菱UFJニコス株式会社	41,828
社会保険料(厚生年金等)	9,044
株式会社プロネクサス	3,128
その他	18,150
合計	134,131

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当事業年度
売上高 (千円)	1,019,876	1,791,537	4,056,663	5,457,439
税引前四半期 (当期) 純損失金額 () (千円)	31,987	113,632	133,270	202,238
四半期 (当期) 純損失金額 () (千円)	24,224	106,662	155,997	228,490
1 株当たり四半期 (当期) 純損失金額 () (円)	7.11	31.22	45.59	57.10

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純損失金額 () (円)	7.11	24.08	14.38	12.63

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	7月中
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日 4月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.n-tel.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社の単元株未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

2. 2022年7月27日開催の第34期定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、事業年度が次のとおりとなりました。

- (1) 事業年度 11月1日から10月31日まで
- (2) 定時株主総会 1月中
- (3) 基準日 10月31日
- (4) 剰余金の配当の基準日 4月30日、10月31日

なお、第35期事業年度については、2022年5月1日から2022年10月31日までの6か月間となります。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類並びに確認書

事業年度（第33期）（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）2021年7月30日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書およびその添付書類

2021年7月30日近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書および確認書

第34期第1四半期（自 2021年5月1日 至 2021年7月31日）2021年9月14日近畿財務局長に提出。

第34期第2四半期（自 2021年8月1日 至 2021年10月31日）2021年12月14日近畿財務局長に提出。

第34期第3四半期（自 2021年11月1日 至 2022年1月31日）2022年3月15日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2021年8月2日近畿財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

2022年2月16日近畿財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号および第4号（親会社および主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

2022年6月20日近畿財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

2022年6月29日近畿財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書（第三者割当増資）およびその添付書類

2022年1月26日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年7月27日

日本テレホン株式会社

取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 原 伸夫
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 小川 聡
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本テレホン株式会社の2021年5月1日から2022年4月30日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本テレホン株式会社の2022年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

商品売上高の期間帰属及び実在性の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>損益計算書の売上高のうち、商品売上高は4,909,189千円である。</p> <p>会社は、注記事項（重要な会計方針）4．収益及び費用の計上基準に記載されているとおり、リユース関連事業及び移動体通信関連事業における商品の販売について、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識している。</p> <p>商品売上高が売上高全体に占める割合は、リユース関連事業が75.8%、移動体通信関連事業のうち通信機器販売が14.1%と、全社の90%程度の構成比となり、両事業のうち商品売上高への依存度が高く、また売上高は経営者及び財務諸表利用者にとって重要な経営指標と考えられる。</p> <p>そのため、商品売上高の期間帰属及び実在性を誤った場合、財務諸表に与える影響は重要であると想定される。</p> <p>以上から、当監査法人は、商品売上高の期間帰属及び実在性が当事業年度において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、商品売上高の期間帰属及び実在性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。これには、顧客からの注文に基づき商品が引き渡されたこと及び売上計上の根拠となる証憑を確認する内部統制が含まれる。 ・ 一定の基準により抽出した特定の得意先に対する売掛金の残高確認を実施した。 ・ 期末日前に計上された売上取引については一定の基準により抽出した取引を対象に、顧客の注文書、納品履歴、宅配業者の出荷引取書、入金証憑等の関連証憑と突合した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本テレホン株式会社の2022年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、日本テレホン株式会社が2022年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。